

第二十八回
参議院大蔵委員会會議録第九号

昭和三十三年三月四日(火曜日)午後一時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 木内 四郎君
西川 基五郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員 青木 一男君
岡崎 眞一君
木暮武太夫君
左藤 義彦君
塩見 俊二君
土田 國太郎君
宮澤 喜一君
山本 米治君
荒木正三郎君
栗山 良夫君
杉山 昌作君
前田 久吉君
野坂 参三君

政府委員 大蔵政務次官 白井 勇君
大蔵省理財局長 正示啓次郎君
国税庁長官 北島 武雄君
事務局側 常任委員 木村 常次郎君
会専門員 大蔵省主計 小熊 孝次君
局法規課長 金子 一平君
国税庁調査 中西 泰男君
査察部長

説明員

大蔵省主計 小熊 孝次君
局法規課長 金子 一平君
国税庁調査 中西 泰男君
査察部長

第五部 大蔵委員会會議録第九号

昭和三十三年三月四日【参議院】

本日の會議に付した案件
○交付税及び譲与税配付金特別会計法の
の一部を改正する法律案(内閣送付、
予備審査)

○道路整備特別会計法案(内閣送付、
予備審査)

○条約安定特別会計法案の一部を改正す
る法律案(内閣送付、予備審査)

○たばこ専売法の一部を改正する法律
案(内閣送付、予備審査)

○国庫出納金等端數計算法の一部を改
正する法律案(内閣提出)

○租税及び金融等に関する調査の件
(租税行政に關する件)

○委員長(河野謙三君) これより委員
会を開きます。

まず、交付税及び譲与税配付金特別
会計法の一部を改正する法律案、道路
整備特別会計法案、条約安定特別会計
法の一部を改正する法律案、たばこ専
売法の一部を改正する法律案(以上い
ずれも予備審査)の四案を、便宜一括
議題として、政府から提案理由の説明
を聴取いたします。

○政府委員(白井勇君) ただいま議題
となりました交付税及び譲与税配付金
特別会計法の一部を改正する法律案外
三法律案につきまして、提案理由を御
説明申し上げます。

最初に、交付税及び譲与税配付金特
別会計法の一部を改正する法律案につ
きまして申し上げます。

この法律案は、地方財政の健全化を
推進するため、別途、今国会に提案す
ることとしております地方交付税法の一

部を改正する法律案において、地方交
付税の額を、所得税、法人税及び酒税の
収入額のそれぞれ百分の二十六から百
分の二十七・五に引き上げることに伴
い、一般会計から、この会計に繰り入れ
る金額について、これに即応して所要
の改正を行おうとするものであります。

次に、道路整備特別会計法案につ
きまして申し上げます。

政府は、今国会に、別途、道路整備
緊急措置法案を提案して御審議を願っ
ているのであります。わが国の道路
事情にかえりみ、同法案に規定するこ
ろによりまして、昭和三十三年度か
ら新たに、道路整備五カ年計画を作成
して、道路の緊急整備をはかることに
いたしております。この計画の実施に
要する国が支弁する経費の財源といた
しましては、揮発油税の収入額を充當
することといたしますとともに、財政
の許す範囲内におきまして、必要な財
源措置を講ずるものとしていたしてお
るものであります。本事業に關する政府
の経理につきましては、一般会計と区分
して明確を期することが適當であると
考えられますので、新たに道路整備特
別会計を設置することといたしまし
て、この法律案を提案いたしました次
第であります。

次に、この法律案の概要につきまし
て御説明申し上げます。

第一に、この会計におきましては、
国が直轄で行う道路整備事業に關する
経理及び国以外の者が行う道路整備
事業に對する負担金等の交付に關する

経理を行うものとし、あわせて国が直
轄で行う道路整備事業に密接に關連の
ある付帯工事及び受託工事に關する経
理をも行うこととしております。

第二に、この会計におきましては、
一般会計からの繰入金、都道府県の負
担金及びこれにかかると利息、地方公共
団体の負担金の納付の特例に關する法
律の規定により納付された地方債証券
の償還金及び利子、付帯工事等にかか
る国以外の者の負担金、建設大臣が徴
収する受益者負担金、受託工事にかか
る納付金、借入金並びに付属雑収入を
もつてその歳入とし、道路整備事業に
要する費用、付帯工事に要する費用、
受託工事に要する費用、借入金の償還
金及び利子、一般会計への繰入金並び
に付属諸費をその歳出として経理する
ことといたしております。

第三に、道路整備事業に要する費用
で国が負担するもの並びに道路整備事
業に要する費用の財源に充てるための
借入金のうち国が負担するものの財源
に充てるための借入金の償還金及び利
子の金額は、一般会計からこの会計に
繰り入れることとし、道路整備事業ま
たは付帯工事にかかる国以外の者の負
担金及び受託工事にかかる納付金のう
ち、これらの事業または工事について
一般会計が支弁した経費に相當する額
は、この会計から一般会計に繰り入れ
ることといたしております。

第四に、この会計においては、道路
整備事業に要する費用の財源に充てる
ため必要があるときは、予算をもつて

国会の議決を経た金額を限度として、
この会計の負担において借入金をする
ことができることといたしてあります
が、その限度額のうち、その年度内に
借り入れをしなかつた金額があります
ときは、その額を限度として、かつ、
歳出予算の繰越額の財源として必要な
金額の範囲内で、翌年度において借入
金をすることができるといたして
あります。

以上申し述べましたほか、この会計
の予算及び決算の作成及び提出、予備
費の使用、剰余金の処理、余剰金の預
託等この会計の経理に關しまして必要
な事項を規定いたしてあります。

なお、この会計の設置に伴う経過的
措置といたしまして、昭和三十三年度
以前の一般会計の道路の整備に關する
費用にかかると予算により取得した機
械その他の資産で、国が道路整備五箇
年計画に基き引き続き道路の整備に關
する事業に使用する必要があるものの
他、一般会計に屬する資産及び負債は、
この会計に歸属させることといたして
あります。

次に、条約安定特別会計法の一部を
改正する法律案について提案の理由を
御説明申し上げます。

この会計におきましては、三十億圓
の資本及び三十億圓を限度とする一時
借入金等の合計額六十億圓を原資と
し、これをもつて、一生糸年度の生
糸生産量約三十万俵のおおむね一割
に相當する三万俵を最低価格で買い
上げることに、当該數量を市場か

ら引き上げ、最低価格を割るような糸の暴落を防止し、また、最高価格をこえるような糸の暴騰を防止するのに必要な糸を保有することとしております。しかるに、昭和三十三年度におきましては、糸の好転をみず、最低価格による買上数量が増大し、同年度末におきましては、相当の保有量が見込まれる状況にあり、しかも、最近の糸の需給状況を勘案すれば、この保有量が早期に売り渡されることは期待しがたいため、その買入に要した原資は、自分の固執なし、今後の糸買入の原資として使用し得るには至らないものと考へられます。このため、昭和三十三年度以降において糸の安定をはかるために必要な量の糸の買入れ原資に不足を来すおそれがありますので、今回、この会計の一時借入金等の限度額を従来の三十億円から五十億円に引き上げ、糸の買入れ原資の確保に資することとした次第であります。

最後にたばこ専売法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

この法律案は、今国会に別途提出しております市町村地方税法の一部を改正する法律案におきまして、市町村たばこ消費税の税率を引き上げられることとされておられるのに伴い、日本専売公社が完り渡す製造たばこの小売定価中に含まれる市町村たばこ消費税の税率を百分の九から百分の十一に引き上げようとするものであります。

これがこの四法律案の提案の理由及び内容であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願いを申し上げます。

○委員長（河野三三） たいさ説明

を聴取いたしました四案の内容説明及び質疑は後日に譲ります。

○委員長（河野三三） 次に、国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○杉山昌作君 この改正の形式の問題ですが、この法律は、従来の国庫出納金等端数計算法ですか、この内容が、従来は形式的な出納に関するものだったのが、今度はそのもとになる債権債務の整理に関するもので、内容がすっかり変わつてきている。それから形式的にも、一条から六条まであるものが、全部これが変わつていくのです。一方所くらゐ変わつていくところもあるし、ほとんど全文書きかえのところもあるのです。それで、しかもおまけに法律の名前が、国庫出納金等端数計算法というのを、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律として、名前までも変えていくのです。この場合に、やはり前の法律の一部改正でやつていくのが、こういうときには、むしろ新しい法律を作つて、前の法律を廃止するというのも一つのやり方じゃないですか、これだけの変更ですと……ですから、全部改正でやるやり方と、一部改正という格好でやるの、何かそこになんかとしたものさしがあつて、これは、この程度のことなら一部改正が適当だということをやつていくのか。それともそういうことではなくて、何か便宜でやつていくのですか。そこをちよつと聞きたい。

○説明員（小幡孝次君） お答えいたします。この点はむしろ内閣の法制局の問題であるかと思うのでございますが、この内容から申しますと、ただいま先生のおっしゃいますように、まず題名が変わつております。それから内容、実体といたしまして、従来の現金出納の段階における端数整理から債権債務の段階にまで至つておりますが、しかし考え方といたしましては、従来の現金の支払い段階から、さらに前に広がつたということでございます。従来は現金の支払い段階の端数整理といふものは従来通りあるわけでございます。むしろそれがもとで徹底した。従つてまたその題名も、出納金だけの端数計算では内容にそぐわないという問題が出て参りましたので、ただいまおっしゃいましたように、国等の債権債務等の金額の端数計算、こういうふうになつたわけでございますが、実は私も法制局に聞いてみましたところ、従来もこの種のものにつきました。では、ある程度、例がございまして、たとえば公有林野等官行造林法というのが現在ございまして、これは従来の題名は、公有林野だけの官行造林法でございまして、従来は公有林野だけを対象にいたしておりましたのを、それを民有の林地につきましても範囲を広げ、こういうふうな場合におきまして、ある程度、相当の改正が行われておるわけでございますが、題名も改正いたしましたし、内容も従来より広くいたしました。まあ一部改正で処理しておるといふような例がございまして、それから輸出入取引法でございまして、これは二十八年にできておりますが、その前は、従来の題名としては輸出入取引法でございまして、輸出入だけを規制しておりましたものを輸出入と

もに規制する、こういうことになつてしまつて、題名も、輸出入取引法に改めまして、こういうような例もございまして、それから御承知のように、日本輸出入銀行法は、従来日本輸出入銀行法でございまして、これは業務の内容も拡大いたしました。その銀行の名前も、日本輸出入銀行、それからその法律の名前も、日本輸出入銀行法というふうな名前前に改正した例がございまして、まあ技術的にどうでなければならぬかといふことは、私自身としても、あまりよくわからないのでございますが、従来の慣行でございまして、従来は、従来は、これで差しかえないのじやないかと思つて、専門的なことになりまして、法制局の方に御意見を伺わなければならぬが、私の調べた範囲ではこういう例がございまして、

○山本米治君 私は、この法律は技術的な法律で、見方によつては何でもな法律であります。この法律自体といふことでなく、むしろこの法律の出たバック・グラウンドといふか、その背後の問題について、若干理財局長に伺いたしたいのですが、この法律によりまして、従来一円未満は四捨五入するといふことになつておつたが、この法律が通過すれば、今後一円未満の場合には全額切り捨て、こういうことになるわけですが、そうすると、一円未満といふものはあまり価値がないといふことを国家が容認したといふことになるのじやないかと思つて、その点はいかがでしようか、お伺ひしたい。

○政府委員（正示啓次郎君） ただいまの御質問でございますが、これは従来の御承知のように四捨五入といふふうな整理手続をきめておつたのでござい

ますが、整理手続といたしまして、やや徹底を欠いたらうがございまして、そこで依然として、思想はどこまでも整理の思想でございまして、その手続をより一そう合理的にする、こういう趣旨で提案をしておるものと考えております。従ひまして、ただいま山本委員のおっしゃいましたように、価値があるとかないとかいふふうな関係まで実質的に考へていつたのではなく、むしろその点は従来と何ら変わつていない、かように考へております。

○山本米治君 でも、今までは四捨五入ですから、四十九銭までは切り捨て、それ以上は一円に切り上げるといふことになつておつたが、今度は十九銭まで切り捨てるという事になるわけですが、ともかく日本の通貨単位から、円といふものは非常に価値の内部が低い、あまりにも低いといふことを私は思つておるわけですが、今日一円で買えるものを理財局長に伺いたしたいのですが、一つ何かあけてみてくれませんか。（笑聲）

○政府委員（正示啓次郎君） ちよつと私もとつさに考へが浮かないのでございしますが、やはりこの一円といふ考え方は、従来法律上はつきりいたしておりましたし、また、一般の社会の通念といたしまして、なお、私は、この法律が出ましたからといひまして、従来と考へる方に大きな違いを生じたとは思へないものであります。従ひまして、今何が買えるかといふことでございまして、具体的に思ひ当るものがないのでございまして、先ほど申上げましたように、整理の手続がより合理化されるという意味でございまして、一円の価値自体を、この整理手

続に規制する、こういうことになつてしまつて、題名も、輸出入取引法に改めまして、こういうような例もございまして、それから御承知のように、日本輸出入銀行法は、従来日本輸出入銀行法でございまして、これは業務の内容も拡大いたしました。その銀行の名前も、日本輸出入銀行、それからその法律の名前も、日本輸出入銀行法というふうな名前前に改正した例がございまして、まあ技術的にどうでなければならぬかといふことは、私自身としても、あまりよくわからないのでございますが、従来の慣行でございまして、従来は、従来は、これで差しかえないのじやないかと思つて、専門的なことになりまして、法制局の方に御意見を伺わなければならぬが、私の調べた範囲ではこういう例がございまして、

○山本米治君 私は、この法律は技術的な法律で、見方によつては何でもな法律であります。この法律自体といふことでなく、むしろこの法律の出たバック・グラウンドといふか、その背後の問題について、若干理財局長に伺いたしたいのですが、この法律によりまして、従来一円未満は四捨五入するといふことになつておつたが、この法律が通過すれば、今後一円未満の場合には全額切り捨て、こういうことになるわけですが、そうすると、一円未満といふものはあまり価値がないといふことを国家が容認したといふことになるのじやないかと思つて、その点はいかがでしようか、お伺ひしたい。

○政府委員（正示啓次郎君） ただいまの御質問でございますが、これは従来の御承知のように四捨五入といふふうな整理手続をきめておつたのでござい

ますが、整理手続といたしまして、やや徹底を欠いたらうがございまして、そこで依然として、思想はどこまでも整理の思想でございまして、その手続をより一そう合理的にする、こういう趣旨で提案をしておるものと考えております。従ひまして、ただいま山本委員のおっしゃいましたように、価値があるとかないとかいふふうな関係まで実質的に考へていつたのではなく、むしろその点は従来と何ら変わつていない、かように考へております。

○山本米治君 でも、今までは四捨五入ですから、四十九銭までは切り捨て、それ以上は一円に切り上げるといふことになつておつたが、今度は十九銭まで切り捨てるという事になるわけですが、ともかく日本の通貨単位から、円といふものは非常に価値の内部が低い、あまりにも低いといふことを私は思つておるわけですが、今日一円で買えるものを理財局長に伺いたしたいのですが、一つ何かあけてみてくれませんか。（笑聲）

○政府委員（正示啓次郎君） ちよつと私もとつさに考へが浮かないのでございしますが、やはりこの一円といふ考え方は、従来法律上はつきりいたしておりましたし、また、一般の社会の通念といたしまして、なお、私は、この法律が出ましたからといひまして、従来と考へる方に大きな違いを生じたとは思へないものであります。従ひまして、今何が買えるかといふことでございまして、具体的に思ひ当るものがないのでございまして、先ほど申上げましたように、整理の手続がより合理化されるという意味でございまして、一円の価値自体を、この整理手

就に關する法律によつてどうこうという思想が全然入つてないということだけは、はつきりいたしておると存じます。

○山本米治君 一円があまり価値がないといふことを、國家が容認したといふふうにも僕は思うのですが、そういうことではないと言われるのです。が、そのことを離れて、一円といふものが価値があるかないかといふことで今お伺ひしたところが、一円で買えるものがあげられない。それぐらい、いかなるものを買つても一円ぐらいじゃあ問題にならぬといふことで、すなわち一円の価値内容が少いといふことなんです。そこで、最近の朝日新聞に「声」欄といふ、つまり投書があるのです。これは一月の二十五日ですが、ここに「落ちてゐる一円玉を拾おう」という投書が載つてゐるわけなんです。ごく短かいから読んでみますと、「通勤のため朝夕國電駅の改札口を通るが、最近このあたりに一円玉が落ちてゐるのが目立つ。時間に余裕がある時はつとめて拾うが、ギリギリに駅へかけこむ方が多いのでなかなか拾へない。昔川の中へ落したわずかの金を拾うために、たくさん金と人夫を使つたという話が小学校の教科書にあったが、このごろはあまりにも一円玉を軽視してはいないか。ひどい人になると、財布から落ちたのがわかつていても拾おうとしなないし、おつりの一円玉を受取らない人もよくみかける。「一銭を笑うものは一銭に泣く」とは昔のことわざであるが、この傾向は若い人に多く見られ、男の人に多いようだ。落ちてゐる一円玉を拾うことが決して紳士の体面を傷つけるものではない。変

な見栄をはるのが日本人の悪い癖だが、だれもが勇氣を出して、落ちてゐる一円玉を見つけたらこれを拾うように心がけるべきだ。先日もし知りあひの外国人に「なぜ日本人はあのようにお金をムダにするのか」とたずねられた。私は落ちてゐる一円玉を見つけたら、ためらわずに拾つたらよいと思ふ。これが一月二十五日の「声」欄なんです。そのあとまた二月六日に、これに關連した記事が出てゐるわけなんです。今度は、朝日新聞の最後の「提案」といふのがあつたのです。そこに、杉並区の主婦何かが投書してゐるのですが、「先日、声欄に「落ちてゐる一円玉を拾おう」という提案があつたんですが、一円玉を拾つても、交番へ届けるわけにもゆかず、自分のものにも出来ないもので、つい手を出さないのが実情だと思ひます。それで、交番や駅などに「一円玉箱」を備えてこれに入れることにしたら、拾ひやすく、粗末にならずにすみましよう。たまつた一円玉は、赤い羽根や助け合い運動に寄付したらいいでしょう。」という、最近だけで私は二つの民の聲を見たわけなんです。これなどは、これを通じて見られるところは、一円玉といふものがまことに価値がないか、ことにあの安っぽいアルミニウムの、水に浮くような一円玉といふものは、もうほとんど見向きもせず拾おうとしなないのが今日の實情だろうと思ふ。そこで、理屈から言へば、通貨といふものは価値が安定しているといふことが一番大事なんです。これはもう問題ない。従つて、その通貨価値が安定してさへおれば、それが昔に比べてどうか、昔

一円のもののが今日百円だとか三百円になつてゐるとか、これは理論の上では問題にならない。卵一個が一万円だろつと、じゃがたらいも一個が五十万円だつてしまふわけ、現に第一次大戦後のドイツでは、おそらく卵一個が何千マルクといふものになりました。こういう歴史もあるわけですから、通貨価値が安定しさえすればいいわけですが、實際問題としては、非常にインフレとして通貨単位が価値内容を持つていないといふことは、計算上も非常に不便で、記帳もめんどうくさい。ほとんど必要な零をいつも帳簿のしみにくつつけなければならぬ。従つて誤まりが多い。こういう不都合が多いわけです。ですから、理論とすれば、それこそ卵一個が何千円でもいいわけです。けれども、こういう意味で、私は、あまり通貨単位といふものが価値内容がないといふことは、通貨政策上あまりおもしろくない。國民が、今言つたように、一円玉に見向きもしない、落ちてゐても拾おうとしないので、つまり貨幣に対する尊敬を失ひ、ひいては今日、日本で一番何が必要かといふと、資本蓄積が非常に必要なんです。おそろく、最大とは言わなくても、非常に必要なことの一つです。こういうふうに日本の円といふものは、値打ちがない。これは戦時戦後を通じてインフレーションになつて、戦前に比べたら物価は三百六十倍くらいになつてゐると思ふが、そこで今から三、四年前、昭和二十九年の終りごろだつたと思ひます。一万円札を出そうといふことが問題になつた。これは銀行などで千円札で勘定してはともな能率が上らなくて困る。銀行の事務の合理

化、あるいは能率化といふことから問題が起つたわけなんです。當時では、まだどうも一万円札を出すのもインフレ心理を刺激していかぬ、どうもこの次に十万円札、百万円札を出すのじゃないかといふことで、インフレ心理を刺激するといふので、實際には刷り始めたようですが、さたやみになつたのであります。が、その後またびたび一万円札が問題になつたし、現に刷られてきておりますけれども、昨年の秋になつて、少し出そうかといふことが問題になつた。これは、いきなり一万円じゃ工合が悪かろうといふので、五千円札が出たのは御承知の通りです。一万円札は準備してゐるから間もなく時期を見て出るのでございましょう。この前の二十六通常国会でも、百万円貨を製造する法案が出たことは申すまでもありませんが、こういう一万円札を出そうとか、あるいは百万円貨を出そうとか、こういうことが問題になるといふことは、これは通貨価値が安定したといふことの証左ではないかと思ひますが、その点はどう考えられますか。

○政府委員(正示啓次郎君) 昨年一万円札及び五千円札につきまして、いろいろ国会におきまして御議論があつたことはよく承知いたしております。なお、百万円貨の製造法につきまして、いろいろ御議論がございまして、結局、立法を願ひまして、昨年の暮から出たことはお話の通りであります。これらの議論に際しまして、当局側からも申し上げましたし、また国会においてもそういう御議論もあつたのであります。が、やはり新しい通貨を出すような場合に、今仰せのごとく、国民一般に対する心理的な効果といふものはきつめて重要であることはお話の通りでございます。たまたま、昨年は、御承知のような國際收支の關係から、非常に引き締め政策がとられました。一般に相当強いデフレ的な傾向にありまして、新しい五千円札を出すようなことの理由づけといひましたし、でも、大体まあそういう条件のときの方が、同じ出すとすればまあ無難ではなからうかといふような御意向が多かつたかと存するのであります。今日、なお一万円札を用意いたしてありますことは仰せの通りでございます。なお慎重にその時期を考慮いたしてゐるのでもございまして、私はやはり、お話の通り、今日万般の施策が、一応とにかく日本の通貨の安定並びに將來の価値の安定につきましての見通しも、大体内外において確立しておるよりに心得ておるのであります。われわれがそういうふうな新しい通貨を出しました。また、今御提案申し上げておるような整理手続といふふうなことをいたしました。これによりまして、通貨価値が、先ほど御指摘のように円といふものを非常に軽く見るのだといふことにはならないのでございまして、通貨の価値といふものは、厳然として、私は社会通念として確立されておると、かように心得ておる次第でございます。

○山本米治君 一円円札を出したり、あるいは百万円貨を出すといふことは、現在のインフレトした通貨体系といふものをそのまま落ち着けようといふのがねらいだと思ひます。大体通貨価値が終戦後のこんとん時代を過ぎ

て安定したことを認めるからこ
そ、一万円札を出し、五千円札を出
し、あるいは百円銀貨を出すというこ
とになったのだらうと思います。それ
で、私はかねて零を二つ取るというデ
ノミネーションを主張しているが、通
貨が安定したので一万円札を出しても
よからうじやないかということ、す
なわちデノミネーションをやってもい
いという時期だと私は思うのですが、
この点はいかがでしょうか。

○政府委員(正示啓次郎君) これはさ
わめて重要な問題でございます。あ
るいは私、答弁者として適當かどうか
疑問でございますが、たしか前々国会
でありましたか、同じような御議論
もございました。日本銀行の總裁ある
いは大蔵大臣から直接参議院の委員会
におきまして意見を述べておるよう
に承知いたしております。今お話のよう
に、あるいは理論的に申して申します
と、通貨価値が安定し、また将来への
見通しというふうなことも大體危な
ないというふうなことがなつた以上
は、むしろ一挙にデノミネーションを
するといふような考え方は考えられな
いか、こういう点でございます。し
やうに、理論的にはさういふ理論
も成り立つかと思つておりますが、
これが私、先ほど申し上げましたよう
に、さういふ措置の心理的と申しま
すか、非常に普通の理論だけで割り切
れない、いろいろな影響ということも度
外視できないかと思つてございま
す。さういふ意味から、一方では実行
の面にはさういふ慎重でなければなら
ぬという考え方もあろうかと存じま
す。私どももいたしましては、やはり
現実の行政の問題といたしまして、こ

れは先ほど申し上げましたように新し
い紙幣、あるいは硬貨を発行する場合
にも非常に慎重な態度をとつておりま
す。いゝやうな通貨法の根本に触れると
ころのデノミネーションをやるかや
らないか、あるいはその時期をいずれに
するかというふうな点につきまして
は、さういふことは重要な問題でござ
います。その点、簡単にその当否ある
いは時期等について申し上げることは差
し控えたいと、かように考えておりま
す。

○山本米治君 デノミネーションに対
する一番大きな誤解は、これはさうい
ふ分の一なら百分の一に切り下げて物
価がその通りに行くかどうか、これは
多少さういふ方面に關係のある人でも
疑問を抱くわけですね。やり方によつて
はさういふやり方もあるもので、終戦後
世界各國ともインフレに悩んだ、その
時分に、われわれもつかむ氣持で、と
にかく物の数量と通貨の数量との対立關
係から物価といふものはさがるのだ、
さういふように通貨がどんどんふえて
行つては困るから、十の通貨を五分の
一に切り下げたり、十分の一に切り下
げておいて、通貨だけを十分の一に下
げれば、一億のものは一千万円にな
ることはたしかだ。さういふ方法でや
つたりすると、これは債權債務その他あ
らゆる關係に非常に大きな混亂が起
きる。私はさういふ方法を全然言つて
いない。それは社会に大混亂が起る。通
貨とかあるいは預金とかさういふもの
だけ切り下げて、ほかのことに手を触
れないといふことにする。私のいうデ
ノミネーションはさうではなくて、全

くインフレした貨幣の整備として
のデノミネーションであつて、今のよ
うに百分の一に限つたことではないが、
通貨制度といふことは、数字というも
のは零を取る必要がある。戦前
の通りに返さうとすれば、物価が三百
六十倍になつていけば三百六十倍の一
に切り下げれば、戦前の通りになる。
何も戦前の通りにする必要はないのだ
が、整理して簡単にするといふので百
分の一にする。すなわち私の主張は零
を二つ取るのだ。そこで今のような
場合に零を二つ取ると百円のものが一
円になる、百円のものが一円になるか
ならぬかという議論があるのですが、
私も貨幣の歴史をいろいろ内外調べて
いるのですが、實質上通貨単位を新し
く設定するといふことであるから、円
といふのは非常になじんだ名前だか
ら、名前が円であるまま受けついても
いいが、新円とか新という名前をやつて
もいいけれども、私はむしろ円がいいと
思ふが、實質は新しい通貨単位を設定
することであつて、従つて誤解を解く
には、両方の通貨を三月分なら三月分
半年なら半年くらいで切つてくだと思
ふが、併用すること考えれば誤解は
永解すると思ふ。半年の間は、今まで
の百円札、千円札、五千円札も併用す
る。新しく五円、十円、百円という通
貨も出す。二つの同じく円というけれ
ども、これは全然新しい単位を出して、
収入側にも支出側にも、全部これを平
年なら半年の間は百対一の關係でもつ
て完全に通用させるといふことにす
れば、すぐわかるのです。ですから、
たとえば月給を二万円もらふ人があ
る、さうして月給目になつて、お前は
今までの金でほしいか、新しい金でほ

しいか、今までの金でほしいといへば、
二万円なら千円札を二十枚、さうい
う月給で払ふ。新しい金でほしいといへ
ば、千円札を二十枚、つまり二百円です
ね。半分々々がよろしいといへば、今ま
での千円札を十枚、これで一万円、新
しい十円紙幣を十枚、これで百円にな
るわけですね。つまり表面だけ見ると、
一万円と百円になるわけですが、さ
ういふに月給を渡す。今度支払いの
側を見ると、三越に買ひものに行く、
あるものが千五百円であつた。さうす
ると、さういふ売り場の事務員が、あな
たは新しい金ですか古い金ですか、古
いものなら今まで通り千円札一枚と五
百円札一枚もらひます。新しい金で払
うなら、十円の紙幣と五円の紙幣で切
うです。あるいは半々でも切つてさ
うです。千円札と五円の紙幣、これでも受
け取れます。さういふ貨幣は百分の
一に切り下げたが物価が百分の一にな
るかどうか、五十分の一程度にさな
らないのじやないかといふふうな誤解
は永解するわけですね。つまり一つの
のについて二つの値段、価格が成り立
つわけですね。つまり古い貨幣でいへば、
あるものは千五百円の値段だ、新しい
ものでいへば千五百円だ、その半年間の
両方併用時代においては、千円札一枚
と五百円札一枚払つても、十円札と五
百円札一枚払つてもよろしい。さうい
ふにすれば、百分の一に切り下げ
ても、物価が果して百分の一になるか、
ひよつとしたら五十分の一でとま
りませぬか、さうしたら貨幣を持つ者は損
をするといふことは絶対にない。つまり
円といふけれども、實質は新しい単位
であつて、新円なんです。旧円で払へば

千五百円、新円で払へば千五百円とい
いのだ。半年両方併用時代は、どちらを
どういふに混ぜてもいいといふこ
とにすれば、これはもう物価がその通
り下るかどうかといふことは問題にな
らないはずですね。一つの千五百円と
いうものも、旧紙幣であれば千五百
円、新しいものなら千五百円といふ二
つのものなんです、私の主張するのは、
先ほど、さういふことが非常に社会
心理に重大な影響を及ぼす、さうい
うことも絶無だとは思ひますが、さうい
ふことは通貨価値が安定したといふこと
は、今のインフレしたやつで落ち
つけるといふことも一つの方法、新し
くデノミネーションをやつても一つ
の方法、理論的にいへばどちらでもい
いのです。大蔵省が今やつておられる
ような一万円札を出し、五千円札を出
し、百円銀貨を出し、インフレした
やつを落ちつけてしまふ。私はデ
ノミネーションをさういふこともやるとい
ふことは言ひたいけれども、私はデ
ノミネーションの効用といへば二つあ
ると思ふのです。一つは、百分の一に
切り下げるとすれば、非常に記帳、計
算が簡単になるといふこと、同時に間
違ひが少くなるといふことである。も
う一つ、これはある意味じつと重
要なことなんです。貨幣を大事にす
るといふこと、今は資本蓄積が非常に
重要なときで、貨幣を大事にするとい
ふこと。先ほど言つたように、一円
アルミ貨ですか、一円貨が落ちていて
も拾ふ。私はさういふ新圓の切り抜
きを二つあげましたが、實際さうい
う思想が充満している。もう子供もこ
ころは、ちよつとお菓子を買ひにい
くでも、百円札を要求する。あめ玉一

千五百円、新円で払へば千五百円とい
いのだ。半年両方併用時代は、どちらを
どういふに混ぜてもいいといふこ
とにすれば、これはもう物価がその通
り下るかどうかといふことは問題にな
らないはずですね。一つの千五百円と
いうものも、旧紙幣であれば千五百
円、新しいものなら千五百円といふ二
つのものなんです、私の主張するのは、
先ほど、さういふことが非常に社会
心理に重大な影響を及ぼす、さうい
うことも絶無だとは思ひますが、さうい
ふことは通貨価値が安定したといふこと
は、今のインフレしたやつで落ち
つけるといふことも一つの方法、新し
くデノミネーションをやつても一つ
の方法、理論的にいへばどちらでもい
いのです。大蔵省が今やつておられる
ような一万円札を出し、五千円札を出
し、百円銀貨を出し、インフレした
やつを落ちつけてしまふ。私はデ
ノミネーションをさういふこともやるとい
ふことは言ひたいけれども、私はデ
ノミネーションの効用といへば二つあ
ると思ふのです。一つは、百分の一に
切り下げるとすれば、非常に記帳、計
算が簡単になるといふこと、同時に間
違ひが少くなるといふことである。も
う一つ、これはある意味じつと重
要なことなんです。貨幣を大事にす
るといふこと、今は資本蓄積が非常に
重要なときで、貨幣を大事にするとい
ふこと。先ほど言つたように、一円
アルミ貨ですか、一円貨が落ちていて
も拾ふ。私はさういふ新圓の切り抜
きを二つあげましたが、實際さうい
う思想が充満している。もう子供もこ
ころは、ちよつとお菓子を買ひにい
くでも、百円札を要求する。あめ玉一

千五百円、新円で払へば千五百円とい
いのだ。半年両方併用時代は、どちらを
どういふに混ぜてもいいといふこ
とにすれば、これはもう物価がその通
り下るかどうかといふことは問題にな
らないはずですね。一つの千五百円と
いうものも、旧紙幣であれば千五百
円、新しいものなら千五百円といふ二
つのものなんです、私の主張するのは、
先ほど、さういふことが非常に社会
心理に重大な影響を及ぼす、さうい
うことも絶無だとは思ひますが、さうい
ふことは通貨価値が安定したといふこと
は、今のインフレしたやつで落ち
つけるといふことも一つの方法、新し
くデノミネーションをやつても一つ
の方法、理論的にいへばどちらでもい
いのです。大蔵省が今やつておられる
ような一万円札を出し、五千円札を出
し、百円銀貨を出し、インフレした
やつを落ちつけてしまふ。私はデ
ノミネーションをさういふこともやるとい
ふことは言ひたいけれども、私はデ
ノミネーションの効用といへば二つあ
ると思ふのです。一つは、百分の一に
切り下げるとすれば、非常に記帳、計
算が簡単になるといふこと、同時に間
違ひが少くなるといふことである。も
う一つ、これはある意味じつと重
要なことなんです。貨幣を大事にす
るといふこと、今は資本蓄積が非常に
重要なときで、貨幣を大事にするとい
ふこと。先ほど言つたように、一円
アルミ貨ですか、一円貨が落ちていて
も拾ふ。私はさういふ新圓の切り抜
きを二つあげましたが、實際さうい
う思想が充満している。もう子供もこ
ころは、ちよつとお菓子を買ひにい
くでも、百円札を要求する。あめ玉一

○委員長（河野謙三君） 他に御質疑もないようでありますから、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。

「なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（河野謙三君） 別に御発言ごさいませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（河野謙三君） 別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

国庫出納金等端數計算法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長（河野謙三君） 全会一致であります。よつて本案は、可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は、先例により、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（河野謙三君） 御異議ないことを認めます。

それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

木内 四郎	西川 甚五郎
平林 剛	天坊 裕彦
青木 一男	岡崎 眞一
左藤 義詮	木暮武太夫
宮澤 喜一	山本 米治
栗山 良夫	杉山 昌作
野坂 参三	

○委員長（河野謙三君） 次に、租税及び金融等に関する調査を議題として、

租税行政に関する件について質疑を行います。御質疑のある方は、順次御発言願います。

○栗山農夫君 私、この前の委員会に、ただいま問題になつておる日新製糖株式会社の特許所得の資料の提出をお願いしておきました。きょう、ここにいただいておるようでありますので、これに対する説明を聴取したいと思ひますが、ただ、この前、私が、ただ単なる特許所得の絶対額をお願いしただけではないのであつて、こういう特許所得がどうして国税庁の目に触れないで隠匿されたか、その方法、それからまた、こういうものがどうして数年後に発見せられたのか、その経過、それから今後の特許所得に対する国税庁の態度、そういうものをもう少し詳しく資料として提出を願う予定をしておつたのでありますが、出ておりません。従つて、これもつけ加えて説明をお願いしたいと思います。

○説明員(中西泰男君) ただいまお手元に御提出申し上げました資料につきまして、まず簡単に御説明を申し上げたいと思ひます。その前に、ここに掲げました数字は、まだ最終的な処理を了しておりませんので、現状における調査の段階におきまして取りまとめました数字でございます。従ひまして、今後の計数整理の過程におきまして若干数の異同が出てくるかもしれません。が、あらかじめ御了承をお願いしたいと思います。

横長の表の方は、二十七年七月から同年十二月以降三十一年十月から三十二年三月期まで九事業年度にわたつて、今回の調査の結果による所得金額と、申告または当初の更正額との比

較を掲げた数字でございます。この最後の合計欄の右下にございますが、所得金額におきまして約三億二千二百万円の特許所得になつております。この内訳がどういふものであるか、事を事項別に掲げましたのが二枚目の半切の紙に掲げましたものでございまして、まず最初の工事費の増上計上三千五百一十一万円、これはすでに御承知のことかと存じますが、会社の本社ビル並びに豊洲の工場の建設に際しまして、鹿島建設との請負契約にかゝるものであります。これにつきまして、工事費を増上計上して、これが社長並びに役員、各員の給与と申しますか、そういったものに結局なつたものでござい

ます。次が燃料費の架空計上でございます。これは取引先である等間商店からの石炭の仕入れ代を架空に計上して浮かせたという性質のものでござい

ます。修繕費の架空計上、これは会社の機械の修繕費を架空計上したものでござい

ます。その次は古機械のスクラップを売却した収入を漏らして簿外にしておる、こういうものでござい

ます。次は簿外預金の利子収入でございます。これは株式の贈与でございます。が、この株式の贈与は、その会社の持つておりました自己株式の四十万株を三十年の六月に前社長に贈与したものでござい

ます。これを時価によつて評価いたしましたものでありまして、個人に対する認定賞与と申しますか、そういうものとして別途課税の対象になるべき性格のものでござい

ます。すでに課税済みの所得による取得原価でございますから、これを控除いたしまして法人所得に計算する、こういうことになるわけでござい

ます。その次は自己株式の処分益五千九百万円でございます。これも同じく会社の所有にかゝる自己株式を、三十年の十一月末でござい

ましたか、株式を一般に公開いたしました、持つておりました七十万一千株を処分した処分益でござい

ます。次の土地、家屋の贈与四千三百万円、これは簿外所得で持ちまして、すでに取得いたしておりました土地百八

十万円の上に約二千八百万円の経費をかけたものでござい

ます。これを前社長に贈与した、こういうものでござい

ます。これは利益処分として会社の課税対象になるといふ性質のものでござい

ます。次の未払い割戻引当金、これ以下は大会社の表勘定において経理されて

いる金額であります。税務計算上否認いたしましたという税務上の否認の金額でありまして、まず未払いの割戻引

当金と申しますのは、取引先に対するリベート、これをまだ確定前に一応引当金としてこれだけを見合ひに立て

た。まだ債務は確定しておらないのに損金で引き当てに立てているものですから、これを否認いたしましたして益金として加算したわけであります。

次の株式の低廉譲渡千九百万円、これは同じく自己株式のうち十万株を現社長に一株五十円の額面価格で譲渡いた

しました。時価百六十円でありまして、これを五十円で譲与したものでありますから、その時価との差額、これも低廉譲渡として、買い受けた者に対し

ましては認定賞与と見る、こういうことになるのであります。同じく自己株式十四万九千三百五十株というものを、日新製糖の子会社でありますが東新産業に譲りまして時価二百二十二円のものを百二十四円で処分している。この差額一千七十七万九千円、これが会社としましては低廉譲渡、つまり寄付金、こういうことになるわけでござい

ます。次の寄付金の否認額、これは一般の寄付金を税法に基きます限度計算をいたしまして、その超過額を否認いたしまして益金に加算したものでござい

ます。固定資産の償却超過、これも税法上の否認でございます。次の麻袋の低廉譲渡六百四十万、これは会社の麻袋でございますが、これを時価よりも安く先ほど申し上げました東新産業に売却している。この時価との差額を寄付金として処理いたした。あと損金支出の役員賞与、これは役員賞与を会社の公表上では損金支出にいたしておりますが、税務上これは益金処分になる。

その他の否認額は、これは事業税の損金を認定いたしましたものと、その他のいゝゆるこまごまとした税務上の否認額の額を一括ここに計上いたしたわけでござい

ます。以上大体このお手元の資料について概略御説明申し上げたわけであります。が、栗山委員よりお話のありました、どうしてこれが税務調査の過程においてわからなかつたのかという御意見につきまして、全く私もどなたもいたしません。恐縮に存じておりますが、各期

の事業年度の調査に当りまして、これらの金額が簿外の仮名の預金になつておると、こういうような関係で、それぞれの事業年度の調査の際には実は発見し得なかつたものであります。ところが、昨年の四月でござい

ますか、会社の方から修正申告をいたしまして、先ほど申し上げました七十万一千株の自己株式の処分による処分利益といたしまして、約六千万円の修正申告が出

されたわけであります。それを検討いたしました結果、しからばそれだけの自己株式がいかにして会社のものになつて

いるのか、こういう点に、まずわれわれとしては、当然のことであり

ます。が、不審を抱いたわけであります。その取得経路を逐次たどりま

すため、預金調査等をいたしまして、その個々の取得経路をすつとたどつて参りました。その結果、大会社の方でも、この簿外にいたした所得の経理につ

きましての出納の整理簿と申しま

すか、そういったものの一部を提出いた

しましたので、それを基にいたし

まして、さらに調査を徹底いたしまし

て、現在お話し上げましたような現

状におきます調査の結果になつてお

るわけであります。従ひまして、これ

に基きまして、税務上当然の結果に

基きまして更正をいたしまして不足税

額を追徴する、こういう手続に今後移

るわけでござい

ます。

○栗山農夫君 税の査定並びに徴収上

からいろいろ疑問になる点があるので

お伺いしたいのですが、きょうは

おそろく全部は尽きないと思ひますの

で、私の今受けた報告の中で、さらに

疑問と思うより少し資料を整えていた

における隠匿所得の総額を示してもらいたいと申し上げたのです。それです。から、もう法律的に棒引きになった分

というものはどれくらいになってお
りますか。今伺っただけではちよつとそ
ろばんが寄せられないので、これを

ただいま争いの点になっておるわけでありませんが、それぞれの株式の取得経路、どこから出た資金でこの株が取得

贈って、そうしてそれは何か隠匿所得で取得して贈って、そうして実際の四十万株というものはまだ会社が持つて

ものであります。

○栗山良夫君　これはあれでしょう、
こういう贈与というのはないでしょう。

から、所得扱いになるわけでしょうね、前社長としては……。

○説明員(中西泰男君) 認定貸与ということになります。

○栗山眞夫君 それに対して、なるべきものというのですが、どうですか。国税庁の長官に伺いたいのですが、取るのですか、取らないのですか。

○説明員(中西泰男君) 当然課税処理を行います。

○栗山眞夫君 それはいつおやりになりますか。

○説明員(中西泰男君) この最終的な決定に引き続きまして、すみやかに行う予定であります。

○栗山眞夫君 これは一つ、隠匿所得に対する国税庁の査察が完了し、追徴税額が決定した場合には、法人並びに今の関係個人の課税の分については、当委員会に報告していただきたいと思ひます。

それから、こういう私どもが思うという点に、実に不思議にたえないような隠匿をせられて、実際のやり方というものはどういふふうに行われておるのですか、完全な二重帳簿でやられておるのですか。

○説明員(中西泰男君) 架空経費、あるいは工事費の水増し、こういうた方法によりまして簿外にいたしました資金の出納のために別途帳で整理をいたしておいたわけでありまして。

○栗山眞夫君 こういう大がかりな所得の隠匿というものは、少くとも今の複式簿記を使つておる以上は、そう簡単に私にはできない、どこかでこれはほろが出ると思うのです。それを見つけたら、国税庁も国税庁だと思ひけれども、さらに会社の方もなかなか功

みだつたと思ひますけれども、会社はこれは社の方針としてこれをやつていたと思うのですけれども、これを指導した人は一体だれですか。

○説明員(中西泰男君) だれがそもその計画者であつたか、まだ確認いたしかねております。

○委員長(河野謙三君) 栗山君によつておはかりいたします。日新製糖の事件については、新しく資料も要求されておりますから、残りの質疑は新しく資料を求められた上で後日に譲りまして、本件については本日はこの程度にして、これから効率表並びに所得標準率表について前日に引き続いて質疑を行いたい、こう思ひますが、いかがでしょう。

○栗山眞夫君 けつこうですけれども、これから国税庁が調査をしていただく上において、やはり私の考へておる点を述べておかないと、今のように計画的にやられたことについてその責任者もわからぬというのだから、国税庁としてそんな調査の仕方はないでしょう。調べるならそこまでお調べになつて、これは一人や二人のやつたことではないのです。これはおそろく、秘密重役会議が何かでやつておるのか知らぬが、相当大がかりなものでしょう。これは標準率表とどのくらいの懸けがな

○委員長(河野謙三君) 栗山さん、ですから、ここで質疑を打ち切つていただくと、はけつこうですが、そういう順序で本日の委員会は進びたいと思ひますから、そういうお含みの上で一つ……。

○栗山眞夫君 もう一つ伺ひたいのは、この日新製糖の原材料並びに製品をさばく東新産業というものはあるこ

とをあなたはおつしやいましたですね。現に私はこれに非常に疑問を持つておつたが、東新産業が株式を非常に安く受けた、あるいはその他の隠匿利益行為をやつておられます。この東新産業というものが、私は相当に、言葉は悪いですが、全然調査もしないし、事実もつかまないので、そう言ひたいは大へん失礼ですが、においとして、印象としては、ここがやはり一つの伏魔殿ではないかと思ひますが、そこに対して調査の手が及んでるか、いないかというのを伺ひたい。

○説明員(中西泰男君) ただいまのところ、すでに日新製糖との関係におきか、すでにお示しの通り、いろいろ利害関係の取引がございます。こういう資料を私どももこまかく整理をいたしておりました。いづれ引き続いてこの調査を行う予定でございます。

○栗山眞夫君 そういたしますと、これはおそろく不離一体のものだと思ひますから、東新産業というものは、あるいは不離一体というよりも、もう少し前衛的な役割をしてゐるかもしれない、そういう意味で東新産業の所得について厳正なる調査をせられて、その結果を、やはりこの親会社と同じような方式で調査をして御報告をいたしたきたい。それはいつごろ完了しますか。

○説明員(中西泰男君) その仕事の段取りは、いろいろの計画をしておりまして、いつまでということはちよつと今ここでお約束申し上げかねるのをごさいます。性質上、当然すみやかにやる計画は立ててゐるわけでございます。

○栗山眞夫君 それから、これを担当

した国税局の現地税務署というのですか、税務局ですか、これはどこですか。

○説明員(中西泰男君) 東京国税局の調査官が調査をいたしております。

○栗山眞夫君 これは直接ですね。

○説明員(中西泰男君) さようでございます。

○栗山眞夫君 そちらの方の関係は、この前はその効率表を出したというので、大阪で国税庁の公務員が逮捕されてゐるのですが、こういう大きなミスチークがあつても、そちらの方の責任追及は全然しないことになつてゐるのですか。

○政府委員(北島武雄君) 第一回の調査におきまして、ただいま出ておりますような結果がわからなかつたのは大へん残念でございますが、しかしこれは人のおのや能力がございまして、能力に応じてベストを尽しておれば、これに對しまして私の方の処分ということはちよつといたしかねるわけでございます。要は、結局、国税庁調査官の調査能力を増進いたしました、今後このようなことのないように私も勉強するばかりでございます。

○栗山眞夫君 その最大の能力を発揮して調査して、こういうミスがあつたというのなら、まだこれは通るでし

○栗山眞夫君 最大の能力を発揮したか、しないかというところは、国税庁の長官たるものは、こういう事件が起きたときには、やはり調査する義務があるんじゃないか、それはおやりになったのですか。

○政府委員(北島武雄君) 私どうして当初わからなかつたか、氣にはなつて、実は部内で聞いたわけでありま

が、どうも結局、一生懸命やつたけれどもわからぬというところだけでありまして、何らかわかつていて見の

したかどうか、言葉はいやなことではあります。全然東京国税局におきまして、あつたというところは考へておらないわけでありまして。結局能力が及ばなかつたというふうに考へております。

○栗山眞夫君 それではいづれまた資料が出ましてから……。

○委員長(河野謙三君) 日新製糖に関する件は、資料が出ました上で後日に質疑を続けることにいたします。

○委員長(河野謙三君) これより前日に引き続き所得業種別効率表並びに商工業所得標準率表についての質疑を行います。

○平林剛君 この標準率表と効率表の提出については、私から要求をしたものでありますけれども、本日その大体のものが出されましたが、当局の方からは何か説明はないのですか。

○委員長(河野謙三君) 政府の方から本日提出されました資料につきまして御説明を求めます。

○説明員(金子一平君) ただいまお手元に提出申し上げました商工業所得標準率表と効率表について簡単に御説明を申し上げます。

まず標準率表について申し上げます。これは、大体説明の便宜上、様式と、作成の要領と、適用の場合の要領とに分けて記述してございます。

第一ページの表をごらん願ひます。大体各局ともこの表を——多少の相違はありますが、こういう格好の表で仕事を進めております。で、これは申す

までもなく、納税者の売り上げはわかつておられけれども、経費なり所得がはつきりつかめないという場合におきまして、この所得率をかげまして、所得を推計する、こういうためにできておるものでございます。で、表の格好は、一番左の端に欄目、たとえば荒物なら荒物、日本料理なら日本料理というような格好で欄目が並びます。それから業態、これは販売でございますとか、製造でございますとか、あるいはサービス業でございますとか、あるいはといった種類が出ます。それから御、小売の順序です。

〔委員長退席、理事西川甚五郎君着席〕

それから売り上げなり収入金額に対する割合と、それから経費の率とに大別されて、それぞれ差益率、所得率あるいは雑収入の率、減価償却の率、固定資産税の加算率が、まず売り上げなり収入金額に対する割合としてパーセントで出ております。あるいは百円当たり幾らと申してもいいかと思うのであります。で、今回問題になりました所得標準率は、ここに出ております所得率が問題になっておるわけでございます。

それから経費の方は、ここには公租公課、荷造り、運賃、水道、光熱費とか、旅費、通信費でありますとか、広告宣伝費でありますとか、接待交際費、火災保険料、修繕費、消耗品費、福利厚生費、それから建物以外の減価償却費、雑費とかようなふうに分れております。で、ここに出ておりません経費、たとえば申しますと、雇人費でございますとか、建物の減価償却費でありますとか、地代、家賃であります

とか、そういうものは、売上げに所得率をかけたままに出ました所得金額から別途控除する建前になっております。

そこでこの表の作り方でございますが、二ページにそれが記述してございます。これは先般も御質問がございましたけれども、各国税局単位で作成することになっております。この資料の集め方につきましては、資料が一地区に偏在することのないように、地域別あるいは特定の所得階層に集中することのないように、事業の規模別等の分布状況を十分考慮いたしまして、なるべくまんべんなく広範囲にデータが収集できるよう計画を立てて集めることになっております。

で、こうやって集めました資料の中から、特に異常な資料、たとえば経営状態が異常によいとか、あるいは異常に悪いとか、一年間を通じて営業をやつていない、年の途中で廃業したとか、あるいはほかの業種と兼業してあるというようなものは、はずしてしまふわけでございます。そうして残りの資料の中で、なお特に高いもの、特に低いものをはずしまして、中層の標準率を求めますために、平均値を出したり、あるいは標準偏差を用いまして、上下の二つに上の方と下の方ではすすべき資料を求めます。その資料の求め方は、三ページ以下に記述してございますけれども、具体的なやり方として参考のために五ページに表を掲げてございます。これは、ごく簡単に申し上げますと、たとえばある業種目につきまして二十九のデータが集まつたといふと、先ほど申し上げましたような、中途から廃業したとか、特

に非常にいい悪いというようなものははずしたものでございますが、これを各十グループずつに分けて、三組に直します。そうして件数項でこのグループの平均の値を求めます。それが平均十二円八十五銭という欄でございます。向つて左の下の方に平均十二円八十五銭というのが出ております。それからさらに今度は、各グループごとに最大のデータと最小のデータを求めまして、その差額を出します。たとえば申しますと、一グループでは最大が十四円五十六銭、最小が六円五十四銭になっておるんですが、その範囲は八円二銭ということになります。かように、各グループごとに最大と最小との差額をそれぞれ求めまして、それを三つのグループで割りました答が、平均の欄のまん中のところにBとして七円四十三銭という数字が出て参ります。この七円四十三銭に一定の変動係数をぶつかけるわけでございます。この変動係数は、⑤の欄の〇・三二四九という、これは実は統計学上は平方根を求めた方式になっておるんですが、行政上の実際のやり方といたしましては、簡単な連算の表を作っております。それが四ページに出ております表でございます。四ページに出ております表で、資料の件数に應じた変動係数が出ておるわけです。こういふものを使つてやるわけでございます。そうして出ました標準偏差を求めまして、それを一・五倍いたしました三円六十二銭というものが出ます。この三円六十二銭を、一番最初に出した平均の十二円八十五銭にプラスいたしましたものが、この集めた二十九の資料から切り取るべ

き上の方の限界でございます。それから、十二円八十五銭から今出ました三円六十二銭を引きました結論の九円二十三銭というのが、下の方のデータを不適当なものとして落すその限界でございます。この十六円四十七銭以上九円二十三銭以下を落しましたその結果が、この表の向つて右の欄に資料検討後の資料として出ております二十一の件数になるわけでございます。これを平均いたしました十三円、こういう標準率になります。大体作り方は、ごく大づかみでございますけれども、以上申し上げましたように、なるべく片寄つた数値が出ないように、中層的なものを努力をいたしておるわけでございます。それから所得標準率の使い方でございます。先ほど申し上げましたように、経費の中で雇人賃でございますとか減価償却費でございますとか、地代、家賃あるいは借入金、のり、貸し倒れ金というものは、売上げに所得率をかけたままに答えから別途控除いたしまして実際の所得金額をはき出す、かようなことになっておる次第でございます。それから、減価償却率とか固定資産の加算率とかいろいろございますが、たとえば申しますと、減価償却率は、実際の減価償却の額が判明いたしません場合、これは別途控除できませんので、売り上げ金額にこのパーセンテージを乗じて減価償却額を算出する、かようなやり方でおるわけでありまして、以下大体同様のやり方をいたしております。

次に、所得の業種別別の効率表について申し上げますが、これもやはり様式と作成のやり方、それから適用のやり方の三段に分けて記述しておきました。

一ページに業種別別の効率表の様式が出てございます。これは、二ページの方をおあげ願います。二ページの方から先に御説明申し上げた方がわかりやすいかと思うのでありますが、効率表と申しますのは、御承知のように、売り上げ金額が実際にわからないという場合に、一定のその営業の外形標準をもちまして、売上金額を推算し、こういふ目的で作られたものであります。たとえば従業員の数でございますとか、料理店ならば部屋の数でございますとか、あるいは飲食店や喫茶店ならばテーブルの数でございますとか、あるいは通常の問屋さんだったら、たなおろしの高でございますとか、あるいは売上げと相関関係にある一定の外形標準を基礎にして売上金額を推算し、こういふことでできておるわけでございます。

この効率表の作成も、やはり所得標準率と同様各国税局において作っておりますが、作り方は、地域別とそれから事業の規模別の二本立てで作っております。地域別と申しますのは、そこに出来ておりますように、六大都市と市部、町部、この三つに大体大きく分けられて、それぞれ売り上げの状況がいろいろいた地区ごとで違ひますので、その点を実情に合わせるように分けて作ることにしております。それから事業規模別と申しますのは、たとえば申しますと、従業員の数でございますとか、たなおろしの高でございますとか、あるいはテーブル、あるいは部屋、

ば、従業員の数はいかゝるけれどもはかりのものは全然わからぬ、あるいは部屋数はわかるけれどもほかの方がつかめないというやうな、効率項目の一つしかわからない場合におきまして、その一つのものをつかまえて、大体その店の売り上げはこのくらいであるから、二つ以上の効率項目がわかりました場合には、たなのおろしもわかる、従業員の数もわかるというやうな場合には、その両方を含めて計算して、それだけの従業員なら従業員、あるいは部屋数なら部屋数というやうなものにそれぞれエイトを置きまして、これは変動係数の小さいものほど大きなエイトを置くことになるわけでございますが、エイトを置いて計算をして大体の売り上げを推算する。かようなことになつておるわけでございます。算術平均算式の作り方は、全く標準率を作る場合の作り方と同様と御了承いただいて、つけようかと思ひます。

この効率をどういふふうに使ふかと申しますと、それは四ページに表が出ておりますが、ごく荒つぽい表でございまして、従業員しかわからないといふ

以上の説明でもわかりますように、非常に中庸的なものを私どもはこれを出すように、全体の平均値を出すということに主眼をおいて作っておりますので、各種の業種、それぞれの業態にによりましては、必ずしもこれ一本でいいわけにいかない、押しつけはとうていできる筋合いのものではございません。さような意味におきまして、ことしからお知らせ制度も廃止いたしましたというところでございます。要するにこれ

○平林剛君　まず最初に申し上げておきますが、大体私がこの標準率表とか、効率表を要求してから、大まかなことを説明するまで幾日かかっていると思いますか、議員の要求に対してだね。われわれは先般から主張していたように、審査する必要があるから提出をしないといけないことに対して、

をしない、こういうことではあなた方の徴税行政についていろいろな誤解も生むし、秘密行政という批判も受ける結果になる。困税庁長官も私どもの要求に対してもっとすなおに協力できるものは協力するという態度に出てもらわなければ困ります。きようは大矢委

○政府委員（北島武雄君） 私ども決してかたくなにお答え申し上げておるわけではないのであります。私もまあ自分では至ってすなおな方の人間であらうと考えているのでありまして、議員の皆様の資料の御提出の要求につきましては、できるだけ私どもも協力すべきであり、それがつとめであると存じます。

し上げる、こういう趣旨で私どもの御提出申し上げることのできる資料は全部御提出申し上げておる次第でございます。何とぞ一つ御了承願いたいと思います。

○平林剛君　そこで最初にお尋ねしますけれども、そのいわゆる標準率表とか効率表というものは、大体納税者の中ですでどういう人を対象にして適用をす

てもらわないと困る。青色申告を行なった者には使わないというお話がありましたけれども、先般の委員会の説明では、青色申告をした者についてもこれをあとで修正申告を求めるとか、修正をするということもございます、そういうときにはこれを使いますという答弁をしている。今のお答えと矛盾をしているんじゃないか。

合が多かりと思えますが、そういう場合、売上げなり所得を推計するために使うのが第一でございます。この場合が一番広いわけでございますが、今平林委員から御指摘のあります点は、こういうことでございます。青色申告者の場合におきまして、この資料は大体データは青色申告をやつておる者を中心としたしまして、大体帳簿の備わつた信用度のある者からデー

タを得ております。そういつた関係で、青色申告が出て参りました場合に、果してその申告が妥当かどうかという場合にも使われる場合もございます。しかし本来的に申しますと、前の場合が一番使い方が大きいと、こういうことを申し上げたわけでございます。

○平林剛君 でありますから、あなたの最初の答弁は間違っているのです。青色申告のあった者についても、これを使うというのを今お話になったから、これで次に進みますけれども、先の答弁は明らかに違っておる。

それから私の質問はどういう人に対象にするかというお尋ねをしたわけですが、あなたはまあ白色申告で記載のないものとか、売り上げや所得がよくわからないものというのを説明をされませんでしたけれども、そうすると大体私が常識的に見た場合には、こういうことを計算できないような人や、記載できない人というものは、納税者の中ではまあ零細なあるいはかなり低い所得の人を対象にして使われるものと理解をされるわけでありまして、その理解を解してよろしいか、もしあなたの答に具体的数字を入れるならば、在庫の資産がどのくらいのもを対象にしてこれを使っているのかという点もはっきり、これは具体的に一つ答えてもらいたい。

○説明員(金子一平君) お説のように大体中小の業者者、かようなことになろうかと思っております。

○平林剛君 まだ十分でないからもう一度お尋ねいたします。在庫を中心にして計算したどのくらいの額以下の人であるかという数字があるはずですよ、その数字を言ってもらいたい。

○説明員(金子一平君) 従来たとえば金額で切っておつたような場合も局によつてはあつたかと思ひますが、大體建前は記載のないものについては一般的にも使えることになっております。ただ局によつてまちまちでございますので、その点は御了承いただきたいと思ひます。それから相当所得の大きなものにつきましては、先ほど来御説明申し上げましたように必ずしも必ずしもものがびつたりと合わない場合も多少あると思ひます。大體税務署におきましては実際に、実地につきまして調査をするようなやり方をする場合が多かり、必ずしもこの率だけでいけない場合が多いのじゃないか、かように考へております。

○平林剛君 私の尋ねてゐることを答へないで、よけいなことばかり答へないで常識的に協力してもらいたい。各国税地方局によつて違ふといふ事だけれども、その全般を眺めてみて、大體この表を使うのはどのくらいの在庫資産のものかと聞いておる、私の承知してゐるのは大體七十五万程度と聞いているのですが、それで間違いないかどうか。

○説明員(金子一平君) 各国税局であるいはお話のように金額で切つてゐる場合もあろうかと思ひますが、国税庁といつたしましてはその点は私が先ほど来申し上げておきますように、金額幾ら以下に適用しろ、幾ら以上は適用できないといふような指示をいたしておりました。

○平林剛君 あなたはさきうはここに数字のない欄を出したからそんなことを言つてゐるけれども、私の承知してゐるのは、年間の在庫高七十万ある

いは七十五万程度の人の数字しか最高が書いてないですから、そういう意味では納税者の中でも中小にわゆる低い層の人にこれが主として適用されてゐる、しかもなお青色申告を行つた者に対しては見直しをするためにこれが使われる場合もあつたといふことは、今の質問の答で大体わかつたわけでありまして、そこで少し本質的なことをお尋ねをするわけでありまして、今日までこの標準率表と効率率表は存在することについて、申告納税制度に反するのではないかと主張と、皆さんは、政府側の方では公開することはかへつて申告納税制度に反するといつて全くこの存在に対して相反する見解を持ち、お互いに述べた、この点は私は將來にとつても重要なものと思ひます。私はしばしば主張しておりますように、現行税法は申告納税制度をとつておるのだから、本来の所得の申告や納税は納税者の自主的な義務であり、それを中心にして徴税行政が行われるというのが申告制度の建前である。だからこういう標準率表や効率率表がございまして、ものさしにしろ何にせよ実際の行政にかなり重要な役割を果していることは自主申告制度に反しはしないか、この疑念を持つておつたのでございまして、ところがあなたの方は、これを公開すればかへつて自主申告制度をこわすことになるということを述べておるのでありますけれども、恐縮ですが、もう一回あなたの方の立場、見解といふものを明らかにしておいてもらいたい。これは後にわれわれが議論する上においても、あなたの方のきよりの発言は一つ大事に

とつておくから、しっかり答弁してもらいたい。

○政府委員(北島武雄君) 今まで申し上げたことでございまして、さうしつかり答弁せよといふお話しでございますので、もう一度繰り返して申し上げます。

問題は申告納税制度に反するやいなやといふ一点にしろられておりますので、その点から御説明申し上げます。申告納税制度は御案内のとおり、申告納税者は御案内の通り納税者が自分で帳簿をつけまして、その申告に基いて計算をして正しい税金を御自分で納める、こういう制度であります。昔はこれがいわゆる賦課課税制度でありまして、税務署が調査して納税者の申告といふことはこれはほとんど関係なく、そのまゝ所得調査委員会等にかけて決定しておつたわけでありまして、戦後申告納税制度の導入によりまして、ただいま申し上げたように納税者が自分で自分の所得を計算し、税法に従つて進んで自分で納税する、これによつていわば自家賦課とでも申しますか、これによつてすべて終了するといふ建前をとつてきたのであります。実はこの制度は私自身考えますと、当初終戦直後の混乱時期においては、やはり非常に議論のあつたところでありまして、果してそういう制度がいいのか、昔のような制度がいいのかといふことにつきまして、部内においてもいろいろ甲論乙駁があつたわけでありまして、結局においては新憲法下におきましては、できるだけ国民の納税者の方々が進んでやうり自分で所得を納めるという觀念を助長しなければならぬといふような考えから、この申告納税制度がとられたので

あります。それとともにいわゆる青色申告制度を育成することになつて、納税者が進んで所定の帳簿をつけ、それによつて税法上多少疑義のある点ではございますが、青色申告者に恩典を付する、こういうような制度を設けられたのであります。当初青色申告制度がございまして、二年間は、たしか私の記憶では業者の方につきまして一割くらいではなかつたかと思ひます。私は国税庁に当初参りましたのは昭和二十四年六月、それから約二年間国税庁におりました、その間におきまして、営業上の所得者の約一割見当くらいしか青色をしなかつた。ところが今度戻つて参りまして検討いたしましたところ、営業所得者につきましては過半が青色申告になつております。私もよくこれまで青色申告制度といふものができたものだあと、こういう感じがするのであります。この制度はやはり私は私はずつと私も思つて育成発展させなければならぬと思つたのであります。昔に遡行して税務官庁が一方的にふつかけるといふことではなく、あくまでも納税者の方々が御自分で進んで所得を計算して税金を納めるのだといふ建前は、私は堅持すべきであると考えております。従来お知らせ制度といふのは実はやつておりました。これは昨年度まで業者などの一部の方々に對しまして、あらかじめ書面で、税務署ではあなたの所得をこう見ておるからといふことをお知らせしておるものであります。これが実は過渡期における納税の混乱を相当おさめるに役立つたことは私も認めるのであります。建前から申しますと、やはり申告納税制度の趣旨に反するのであり

あります。それとともにいわゆる青色申告制度を育成することになつて、納税者が進んで所定の帳簿をつけ、それによつて税法上多少疑義のある点ではございますが、青色申告者に恩典を付する、こういうような制度を設けられたのであります。当初青色申告制度がございまして、二年間は、たしか私の記憶では業者の方につきまして一割くらいではなかつたかと思ひます。私は国税庁に当初参りましたのは昭和二十四年六月、それから約二年間国税庁におりました、その間におきまして、営業上の所得者の約一割見当くらいしか青色をしなかつた。ところが今度戻つて参りまして検討いたしましたところ、営業所得者につきましては過半が青色申告になつております。私もよくこれまで青色申告制度といふものができたものだあと、こういう感じがするのであります。この制度はやはり私は私はずつと私も思つて育成発展させなければならぬと思つたのであります。昔に遡行して税務官庁が一方的にふつかけるといふことではなく、あくまでも納税者の方々が御自分で進んで所得を計算して税金を納めるのだといふ建前は、私は堅持すべきであると考えております。従来お知らせ制度といふのは実はやつておりました。これは昨年度まで業者などの一部の方々に對しまして、あらかじめ書面で、税務署ではあなたの所得をこう見ておるからといふことをお知らせしておるものであります。これが実は過渡期における納税の混乱を相当おさめるに役立つたことは私も認めるのであります。建前から申しますと、やはり申告納税制度の趣旨に反するのであり

あります。それとともにいわゆる青色申告制度を育成することになつて、納税者が進んで所定の帳簿をつけ、それによつて税法上多少疑義のある点ではございますが、青色申告者に恩典を付する、こういうような制度を設けられたのであります。当初青色申告制度がございまして、二年間は、たしか私の記憶では業者の方につきまして一割くらいではなかつたかと思ひます。私は国税庁に当初参りましたのは昭和二十四年六月、それから約二年間国税庁におりました、その間におきまして、営業上の所得者の約一割見当くらいしか青色をしなかつた。ところが今度戻つて参りまして検討いたしましたところ、営業所得者につきましては過半が青色申告になつております。私もよくこれまで青色申告制度といふものができたものだあと、こういう感じがするのであります。この制度はやはり私は私はずつと私も思つて育成発展させなければならぬと思つたのであります。昔に遡行して税務官庁が一方的にふつかけるといふことではなく、あくまでも納税者の方々が御自分で進んで所得を計算して税金を納めるのだといふ建前は、私は堅持すべきであると考えております。従来お知らせ制度といふのは実はやつておりました。これは昨年度まで業者などの一部の方々に對しまして、あらかじめ書面で、税務署ではあなたの所得をこう見ておるからといふことをお知らせしておるものであります。これが実は過渡期における納税の混乱を相当おさめるに役立つたことは私も認めるのであります。建前から申しますと、やはり申告納税制度の趣旨に反するのであり

あります。それとともにいわゆる青色申告制度を育成することになつて、納税者が進んで所定の帳簿をつけ、それによつて税法上多少疑義のある点ではございますが、青色申告者に恩典を付する、こういうような制度を設けられたのであります。当初青色申告制度がございまして、二年間は、たしか私の記憶では業者の方につきまして一割くらいではなかつたかと思ひます。私は国税庁に当初参りましたのは昭和二十四年六月、それから約二年間国税庁におりました、その間におきまして、営業上の所得者の約一割見当くらいしか青色をしなかつた。ところが今度戻つて参りまして検討いたしましたところ、営業所得者につきましては過半が青色申告になつております。私もよくこれまで青色申告制度といふものができたものだあと、こういう感じがするのであります。この制度はやはり私は私はずつと私も思つて育成発展させなければならぬと思つたのであります。昔に遡行して税務官庁が一方的にふつかけるといふことではなく、あくまでも納税者の方々が御自分で進んで所得を計算して税金を納めるのだといふ建前は、私は堅持すべきであると考えております。従来お知らせ制度といふのは実はやつておりました。これは昨年度まで業者などの一部の方々に對しまして、あらかじめ書面で、税務署ではあなたの所得をこう見ておるからといふことをお知らせしておるものであります。これが実は過渡期における納税の混乱を相当おさめるに役立つたことは私も認めるのであります。建前から申しますと、やはり申告納税制度の趣旨に反するのであり

まして、昨年の衆議院の大蔵委員会におきまして、そういう点が問題になり、時の大蔵大臣及び国税庁長官が、結局においてこれは申告納税制度本来の趣旨に反するので、これを次の年からやめていきたいと、こういうふうに言明いたし、現に本年よりお知らせ制度を廃止することにいたしましたのであります。私は所得標準率の公開はやはりお知らせ制度廃止という精神にもとると思いますが、何と申しまして、納税者の方がせつかくだんだん植え付けられておるよき習慣をますます発展させていくのが私どもの義務であります。これを逆行させるようなことは私どもとしてはすべきではないと考えるのであります。そういう趣旨におきまして平林先生の御質問を得られないことはなほ残念であります。私どももいたしましては、この所得標準率を公開するということにつきましては遺憾ながらできかねる次第であります。何とぞ御了承願いたいと思ひます。

○平林剛君 私は自主申告制度からいつて、公開とか、非公開とか言ひ前に、標準率表とか、効率表があるというところがどうも制度の精神に反するのじゃないかという疑問を出しておるわけですが、たとえばあなたが、これは主として適用するのは白色申告の記載のない者や、あるいは売上上げや所得のわからぬような、そういう人たちのものさしに使う、こういうお話がありましたけれども、むしろ青色申告制度を堅持し育成するというならば、それらの人に対してどういふふうにその申告をしに記帳したらいいのかわからないような技術なり、やり方などを教えるのがほん

とてであつて、標準率表や、あるいは効率表というものを使得つて、そうしてそれに落していく。落すというところか、いいですけども、それに近づけていくようなやり方はどうも申告制度に反しはしないかと、こう思うのですけれども、そういう指導の方が自主申告制度から一番重要なことではないだろうか。私はそういう主張をしておるわけですが、それはまあ別に、しかし今度角度をかえてこまかいことについて伺いますが、先ほど事こまかに説明された率というのはこれは正確なものですか。要するに言葉をかえて言いますと、確実なものでしょうか、不確実なものではないか。

○説明員(金子一平君) 所得標準率なり、あるいは効率は現在の状況のもとで作成したものといたしましては、これはやはり一定の条件のもとにおいてベストを尽して作られたものでございまして、中庸的なものとしてこれ以上のもので作るのには、時間と金をかければ別といたしまして、現在の与えられた時間の間で作り得ますものとして、最善のものとかように信じております。

○平林剛君 そうすると、私は、衆議院大蔵委員会が一月十六日国税庁の所得課長の亀徳さんが委員会で答弁をしたことと、国税庁が今日までわれわれに説明していることと違つてくるわけですが、亀徳さんはこのとき標準率そのものが絶対であれば、公表すべき性格のものであらうと思ひますが、完全なものであればこれは公表すべきものだ。しかしどうも千変万化するいろいろな納税者の実態に依じて一律の率というものがなければ公開しな

いと答弁されておる。あなたが今これは時間と費用の範囲内においては完全だとおられるけれども、完全なものであれば公開するのがほんとうだと言つて一方では説明している。これはどういふわけですか。

○説明員(金子一平君) 万全という意味が私は平均値として現在の資料の集め方、計算のしかたとしては、まず体のいい方じゃないか。しかしこれを個々の納税者に適用いたします場合に、果して全部の者に具体的な妥当性を持つていくかどうかという点から申しますと、先ほどの申し上げましたような資料の作り方から申し上げても、これは全部の納税者に必ずしもそのままだとはまる筋のものではないと、かようなふうに申しておるのでござい

ます。

○平林剛君 結局これであつた方の意見の食い違いを指摘してどうするところというところではありませんけれども、今お話のようにこれは千変万化するいろいろな納税者の実態に依じて一律のものがありません。しかもあなたの方々が時間とそれから経費の範囲内で調べたものは、その範囲内においては中庸的なもので言われるけれども、納税者全般から見れば、あなたの方で調べた資料をそのまま押しつけるというわけにはいかぬでしょう。あなたもそれはいかぬことだと言われまして、これは重要な資料として使われていくことになりまして、結局国民としては、納税者としては実態に合わない。それは調査の範囲内では中庸かもしれないけれども、現在の実際の営業状態に合わないものが重要な資料に

なつていくということは、これは大へんな問題だと私は思ひのであります。そうじゃないのですか。

○説明員(金子一平君) 繰り返して申し上げますが、やはりこれは平均値としては一応の妥当性を持つてゐるもので、それを個々の納税者に適用する場合には、そつくりそのまゝ使ふとかいうと、これはお説の通りでございまして、先ほど申し上げましたように、場合によりまして、ある程度プラスを、あるいはマイナスをして使わなければならぬ。また現実にもさうな使い方をいたしているのがこの率の使い方でございます。御了承願いたいと思ひます。

○委員長(河野謙三君) 平林君にお尋ねいたしますが、まだだいたいありますか。

○平林剛君 もう少し。たとえばですね、具体的なことをお尋ねいたしますけれども、もし屋さんがありますね。すし屋さんが大体いろいろな材料を仕入れますね。その仕入れの総額というものはわかる。それからもう一つは売り上げの額というものがわかる。これはそれぞれ納税者のところへ税務署の職員が調べに行つて、記載がある、ないというところは別ですよ。別ですが、結果的に見て売り上げとそれから仕入れの総額というものがわかる。この場合にその人の純益といふことが、こういう率をきめるのは何でできているんですか。要するにこの表を使つてお前のところは何割だ、だからこう申告しなければ認められないという実際の仕事をやっているのじゃないのですか。そうすると、これは公開するとしないと

べきものとしてこれが使われているというところに相なると思ひますが、実際はどうなんでしょう。

○説明員(金子一平君) 今平林委員から御指摘のように、仕入れもわかる。売り上げもわかる。しかもその内訳まではつきりしてあります。ならば、これは収支の計算をやりました、それを税務計算に引き直しまして、御承知のようになつて計算と一般企業会計と違つておるわけですが、そうして所得をはじき出すと、かようなことになるわけでございますが、今お話の場合にかりに売り上げしかわからぬというよりな場合には、所得率をかけた一応こんなことじゃないかという推定ができるわけでございます。中座のものではないとしまして、ただその店の所在でござい

ますとか、あるいはのれんと申しますとか、営業方針と申しますか、そういう点ですし屋の所得というものに相当大きく響くわけでございます。そういう場合には、今その中庸の標準で出した点も総合勘案して、あるいは同業者との権衡も見なければいかぬ。あるいは生計費の関係から逆算する場合もございまして、そういう諸般の事情をにらみ合せて、最終的な結論を出す。かようなことになるわけでございます。

○平林剛君 私はこの効率表、標準率表が存在することがどうも現在の制度に反するのではないかと疑問を出しているのではありませんが、仮の立場をとつて、これがもしなかったら税務署は困りますか、実際の仕事ができなくなるかどうか、なかつた場合にはどうやって仕事をなさるか、そういうようなこ

とは検討なさったことがありますか。
なぜかという、こういう主張はかな
り長い間各団体から行われておるわけ
です。あなたの方も、私どもの主張が
全然一顧だに値しない暴論だとは考え
ておられないと思うのですがね。農業
所得に対する標準率表、効率表という
のはすでに公開もされておるのであり
ますし、いろいろなことを考え、今日
までの主張はあなたはさんさん耳にタ
コができるくらい聞いたと思ひますけ
れども、一顧だに値しないような暴論
と思われませんか。まあそんなこと
は答へなくてもいいけれども、もしな
かったら実際上どんな不便があるかと
いうことをちょっと聞いておきたい
ね。

○政府委員(北島武雄君) 実は、先般
衆議院の大蔵委員会、ある先生のお
話があったのですが、その委員の方
は、標準率表を作ることそのものがい
けないとは、自分は必ずしもそう思わ
ぬ、納税者の課税の公平適正を期するた
めには必要だというふうにおっしゃっ
たと思ひますが、問題はそこであり
ます。かりにさて、いわゆる白色申
告者で帳簿などつけていないもの、そ
ういう方々の納税者相互の間のつり合
いをどうとるかというところは、私ども
の税務執行上重大な問題であります。
納税者の方が申告なさったのを単にそ
のまま信用していいかどうかというこ
とは、残念ながらたまたまのところ調
査を省略していいという状態にはなっ
ておりません。まあだんだんよくはな
りつつありますが、遺憾ながら、納税
者の方々のなまの申告を是認し
た場合におきましては、やはり納税者
相互の間に非常な不つり合いが起りま

す。従ひまして、どうしても課税の公
平を期するためには、私ども実例に基
きまして、実際に調査して、そうして
このような方々の例では、平均的にこ
うなるということをつかまえておるこ
とは、課税の適正公平を期するゆえん
であると思ひますので、これを作るこ
と自体がいかに御議論に對しま
しては、はなはだ残念であります。が、
何とも同調いたしかねるのでありま
す。

○青木一男君 関連して。今の点です
が、今の国税庁長官の説明、その帳簿
そのものを信用できるかどうかは非常
にむづかしいものがないか、も
しこういうものがなく、全国何百人
あるいは何千人という多数の係の税務
官吏が、ただ自分の主観的判断だけ
で、こういう客観的な世間の標準とい
うものを知らずにやつた場合には、非
常に区々になる、こういうことは私は
すぐ予想されますが、その点は一体こ
ういう制度の存立とどういう関係にな
るか説明していただきたい。

○政府委員(北島武雄君) 私が、もし
こういう調査をおこなうことがあつたら
ば、納税者の間の公平を欠くと申し上げ
ましたのは、まさに青木先生のお話
のような事態が予想されるからであ
ります。実際問題として、納税者個々
のつり合いをとるため、そうして実際
の具体的な資料から目安を一応得まし
て、これによつて個々の納税者に當て
はめまして、その目安よりも上にする
か下にするかをきめるわけでありま
す。もしこういう調査をしておかなく
て、末端の税務職員が恣意的な調査に
まかせておきましたならば、これはお

そらく私は課税の公平適正ということ
は非常に失われると考えるのでありま
す。

○平林剛君 私は作ること自体をいけ
ないとかいいとかいうことを言ってい
るのではない。その作つたものを、あ
なたの方が重要な資料にするのか、単
なる目安にするのか、そういうことが
問題だと、こう言っているのです。と
ころが、あなたの方は重要な資料とし
て使われる。実際にはそれをやつてお
るから、公正な課税をするということ
より前に、それが苛徴請求にわたつて
はいないかというのをわれわれは議
論しているのですよ。きょう栗山委員
が質問したように、大きな資本家は幾
らでも脱税できるようなものを一ぱい
作つてあるのです。そうしてまた、
何年間もわからぬような実情でしよ
う。そういうことをもつとびしびし
やつたり、あるいは租税特別措置法のよ
うな法人に特段の恩恵を与えておるよ
うなものを廃止するといふことが公正
妥当な課税の仕方だと、こう言ひので
す。私の言っているのは、年間七十万
か六十万の人に対して、実際上単なる
研究資料として作つていけるのではな
く、実際に重要な資料として使われて
いるところが問題だと、こういうふう
に主張しておるのです。こういう押
しどころを一つ間違えないようにして
の、作ること自体が反対だといふこと
には賛成できないと言ひけれども、私
は作ることがいいとか悪いとかいうこ
とを言っているのではないのです。そ
れを重要な資料にしているのか、単な
る資料にしているのかといふことを

言っているのです。重要な資料なんで
すか、単なる資料なんですか。

○政府委員(北島武雄君) どうも先ほ
どからの、いけないというように承
わつたものですが、早合点して申し
上げたのですが、これは作つた以上は、
やはり調査に當つてこれを一つの目安
として使うのが筋かと思ひます。と申
しますのは、これは主として青色申告
者で誠実と税務署におきまして考へて
いる方々につきまして、それをそのま
ま拝借いたしました。あるいは実際に
に他の納税者の方につきまして調査し
たしました実際の集積でございします
で、これは何といたしまして課税に
當つて無視はできないと思ひます。た
だ、課税の方法といたしましては、
場合によりまして生計費の状況から見
ることもございします。それから財産の
増減から見るともございします。ある
いは在庫品のあり高から見る場合もあ
ります。その場合におきまして、所得
標準といふものはやはりそういうもの
と並んで一つの重要な資料でござい
ます。

○平林剛君 私は今ただ表によつてい
ろいろ区分けをするといふことは適當
ではないと思ひますけれども、しかし
もしこれを重要な資料として徴税行政
に使われておるとすれば、実態はもう
少し国民の声を聞いていかれてはいか
が。われわれは、この表の存在が、こ
れを実際に重要な資料として使うこと
が、どうも零細な諸業の人に対して重
税になつておる、またそこから非常に
怨嘆の声が出ておると、こういうこと
をあなたは率直に聞かなければいかぬ
と思ひます。

それからも一つ、単なる資料とす
るならば、単なる資料である、これは
平均的なもので、中庸的なもので、
持つておること自体はそう悪いことで
はないといふなら、それは私は別にと
がめはしないのです。しかし、その
場合は、これを漏らしたことが秘密漏
洩だとか何だとかいうことで、今大阪
の警察当局がやつておることは、不當
ではないか。単なる資料であれば、そ
れは研究資料的なものである。だか
ら、それをあなたの方の判を押したた
けで、すぐ秘密で、それを漏らした者
が刑事事件に問われるといふことは、
どうも重要な資料、単なる資料とい
う言葉のあやではないけれども、矛盾
しておるのではないかと、こういう見
解を持つておる。

これはいづれ各派ともよく相談の上
結論をつけたいと思ひますから、次の
問題についてちょっとお尋ねしておき
ます。さつきお知らせ制度を廃止した
その趣旨はこれこれだといふ説明があ
りましたけれども、現在はあなたの方
はお知らせ制度にかわるものとして納
税相談といふような制度を作つておら
れる。私これいろいろ実情を聞いてみ
たのでありますけれども、議會でお知
らせ制度を廃止したときの気持と、今
申告納税相談をおやりになつておる気
持と、これはあまり変りはないのでは
ないだろうか、議會ではいろいろ自主
申告制度の建前からお知らせ制度は廃
止したけれども、実際の行政は、それ
を裏から返したような申告納税相談と
いうようなことで、前より陰でやつて
おるといふような感じを持つてのすけ
れども、あなた方そういう批判を聞い
たことはございせんか。

○政府委員(北島武雄君) これは実は、お知らせ制度の廃止ということ、非常に大きな問題でございます。しかし根本的な考え方から申しまして、申告納税制度を進めていくには、やはりお知らせ制度をいつまでも続けたいとはいかぬというところは、私も全く同感なのです。そういう意味から、衆議院の大蔵委員会におきまして、いろいろ各委員からお話がありまして、いろいろの結論、私もやはり申告納税制度の本来の趣旨を一そう推し進めたいのであります。しかしながら、実際の行政に当りましては、お知らせ廃止で困るという声があるものであります。私も実は先般、これは私ごとになりました恐縮でございますが、納税者の声を伺ってテレビで御回答申し上げることをやったのですが、やはりある方も、お知らせ廃止で困る、税務署がどういうふうに思っているかわからないから困るという意見もございました。私は、おそらくこれが実際の第一線においては実情ではないかという気がするのであります。納税者の方は、税務署が一体どう見ているかというところが非常に不安であります。そういう場合において、納税者の方から、税務署はどう見ているかというところを聞かれた場合にきまして、全然お答えしないというのは私もはどうもか感ずるのであります。従いまして、この三月十五日までの確定申告期間中は、さらにまた所得の計算方法とか、税額の計算につきましても、わからない方も相当あるわけでありまして、そういう方々もあわせて納税相談をいたすということにいたしておるの

であります。現在、納税者の方々は、やはり所得の計算はどうしたらいいか、税額はというふうな計算するが、またさらに、従来言ってきたのだが、税務署は自分の所得をどう見ているかという積極的なお尋ねならば、申し上げた方がよろしいということでありまして、これは、あるいは過渡的な取扱制度かもしれない。本来から言いますと、申告納税制度はそうあるべきではないのでありますけれども、具体的な進め方といたしまして、お知らせ廃止に伴い、もし積極的な御希望があれば、税務署ではどう考えております、調査いたしておりますというところを申し上げておる、こういういたしております。

○平林剛君 僕は、これは、今の申告相談でも、あなたの方の管下の税務署長から末端の納税者のところへ行った相談ですけれども、実質的には、その納税者の御相談に應じたいから、あなたは毎月何日の何時に一つお出で下さいという、こういうことで、いろいろ注意書きがあつて、「申告期限までに申告されなかつたり申告された所得金額が正しくなかつたときは、扶養控除が認められなかつたり、加算税や利子税がかつたりして、余分の御負担をおかけすることになりますから御注意下さい」という注意書きまでして、結局、これは出てこざるを得ないことになつて、強制的な相談になつてゐる。つまり、あなたが今御説明になつたように、困る人が税務署へ行つて相談をするということではなくて、これだから出てこい、出てこなければ、あとでいろいろ困るぞというふうな趣行になつてゐるので、この意味では、ど

うも前のお知らせ制度を肩がわりしたようなものになつてゐるんじゃないか、こう思ふのですが、いかがでしょう。

○政府委員(北島武雄君) これは、あくまでも、先ほど申し上げました通り、積極的に従来税務署がいたしております文書で、あなたの所得は税務署でどう見ておられますというふうなことはいたしません。結局問題は、強制になるかどうかという問題でありまして、文書でもつて、あなたの所得はこう見ておられますということになりますと、非常に多くの問題が起きます場合もある。しかし、率直に申しますと、私は、大多数の納税者の方は、それでほつとする、安心されるのじゃないかと思ひます。しかし、中には非常にそれが重苦しく、また税務署が、場合によつては、一ぺん文書で出したがために、強制的な行き過ぎが、私、多くの事例でございまして、今回は、そういうふうな、税務署側から積極的に強制的な意味を持たせるような所得金額のお知らせはやめる、ただし、御相談に依りまして、もし、納税者の方が御不安ならばお聞きになるわけでありまして、そのときにおきまして、私もはいや申せませんというところは、これはあとになつて、更正決定などの問題も起きますので、かえつて不備を見出すことになつたもので、その場合にはお知らせするというものでありまして、積極的に文書でやるということはやめたいとしたわけでありまして、

をやつておることは、ほんとうは、腹では御同情申し上げてゐるのです。でもつと数をふやさなければいけません、そして、今の複雑な税制というのはもつと直して行つて、もう少し簡単な方法で、万人が納得するような税制にして上げたい。それからまた、今のうちに、やたら税金を国民に負担をさせて、生活費まで食ひ込んでゐるような状態は直して、あなたの肩の荷も楽にしてやりたい、こういう気持ちを持つてゐるのですけれども、これは、そういう意味では非常に御同情申し上げてゐる。しかし、今お話しのようなことが解決できない現段階においては、実情として、どうも押しつけや、それから苛酷請求的な傾向になつてゐるというところを指摘をしてゐるわけです。今の納税相談にしても、これは、いろいろ税務署へ出てくる場合には、いろいろ必要な書類を持つてこい、確定申告用紙を持つてこい、家族の名前や生年月日のわかるもの、あるいは米穀通帳を持つてこい、生命保険証券と保険料の払込領収書を持つてこい、事業所得以外の所得のある者は、その所得の明細のわかるものを持つてこい、そうして判こを持つてこい、こう書いてある。判こを持つてこい、こう書いてある。そうすると、先般私が質疑をしたときに、誓約書のようなものはありませんと、こう言われたけれども、実際納税相談にこよせよと、納税者に、いろいろな必要な書類を持つてこさせ、税務署の中で、お前のやつはこれだけだ、一相談して、まあこれは納得という言葉を使えばいいけれども、実際から言へば、国民の側から見れば、押し

つけのような形になつていくんじゃないか、判こを持つてこいという意味は、どういふわけだ判こを持つてこいというわけですか。

○説明員(金子一平君) 今御指摘の点でございますが、現実の税額なり、あるいは所得の計算方法を指導しようというところで設けたのが今度の相談関係でございます。それで、お話しのような、あるいは生命保険控除の関係、保険の関係、それから扶養家族控除の関係、生年月日が知りたいというふうなことであらうと思ひます。判こを持つていらつしやいと申しておりますのは、おそろしく簡単な計算で済むと、もうそのまま出してよろしいというふうな場合には、まあ遠方からいらつしやるような方で、わざわざ税務署に出てくるのは大へんだというふうな方は、もうそれで出してもらひ、そういうふうなことでおそろしくあるいは判こを持つていらつしやいというふうなことを言つておるだらうと思ひます。しかし、計算が複雑で、もう一ぺんこれは考え直さなければいかぬというふうな場合には、おそろしく今度の納税相談では強制するようなことは、そのまますこでお出しなさいというふうなことは、決してない、かように考えております。

○平林剛君 まあそれでなければならぬ、あなたはうまく説明されたけれども、実際の運営においては、ここの判こを押さして、税務署の方も少い人員でやつてゐることだから、納税者だけでなく、自分の関係の事務のこともあつて、なるべく早くやりたいという気持ちばかりありますが、そのために判こを持つてこさせて、そこで捺印させるようなことを運営すれば、それ

こそ私が指摘した誓約書みたいなものになつてしまふやないか。こういう、特に大阪の一例を見ても、申告期間が二月十六日から三月十五日になつてゐるにかかわらず、すでに一月二十日に申告をされたというやうな例もある。これをつつかれたら、これは申告委託事務取扱いだといつて末端の職員はうそをいっているわけだね。こういうやうに、あなたの方も数が足りないので、なかなか仕事が一ぱいになつて、労働組合の方も労働強化といつて怒つてゐるし、あなたの方もやりにくいことはあると思ひますけれども、実際にはこういう事態になつてゐるということを私は指摘しなければならぬと思う。今の御説明のやうに、いやしくも納税者を税務署によこさして、そこであつて、お役所はこわいから判を押してしまふといふことになれば、前のお知らせ制度廃止なんといふことは形だけであつて、実態はちつとも變つてゐない。だから、そういうことのないやうに、十分税務署の方でも注意をしてもらいたいと思ふ。そうでないと、納税者も恐怖を來たしてゐるわけですから……

○説明員(金子一平君) 先般御指摘の誓約書の問題につきまして、さつそく大阪の国税局について調査をいたしましたところ、このやういふきさつであることが判明いたしましたので、御報告申し上げます。

大阪のある署で、青色申告者の計算の指導を一月以降にやつてゐるわけでございます。そこで青色申告の場合、帳簿がすっかりガラス張りになつておりますので、計算を見まして、もうこれで申告が出せるという態勢にあるものが、だいたいあるわけでございます。そこで税務署に來ていただいた足運ばす、あるいはこちらから行つて、また申告期にもう一度おいで下さいと言ふのは大へんだといふので、平林委員から御指摘のやうに、申告を預かつておく、それで二月十六日の申告期が來たときに、先般お預かりした申告は、このまま正規の申告として受け取つてよろしいか、それとも計算上まだ問題があるやうならば、もう一度これをお返しするから出し直して下さいという照会を出したんだそうです。事柄自体は、まあ署も善意でやつたのだらうと思ひます。納税者も、あるいは便利な場合もあつたのぢやないかと思ひますが、しかし、平林委員から御指摘のやうな誤解を受けるやうなことは、これはやつちやいかにぬと思ひます。必ずしも都合がよいやうにふりかへてしまふので、本年限りでやめさせるやうに指示をいたしました。御了承を願ひます。

○平林剛君 それは私も満足しますが、もう一つ懸念でないことがある。それは大阪の国税局の例ですけれども、このやういふ申告相談を出す人は、納税者の中でどのくらいあるか知らぬけれども、これは全部出してゐないはずだ、二割か三割しか出してゐない。もう一つ、一方においては、事後調査制度といふものがあるらしくて、そうして、あなたのところは申告相談することとはありません、あとでゆつくり事後調査をします、具体的な名前まで全部わかつておる、どこのだれ兵衛までわかつております。相当数の人には、これはお前のところは事後調査だ——納税者に対して公平な課税なり、公平な徴税行政をやらなければならぬのにかかわらず、片方は申告相談、片方は、お前のところは事後調査制度をやるといふことばどうなんですか。これは、お前なんですか。それとも万やむを得ない措置でやつてゐるのか、この点を明らかにしていただきたい。

○説明員(金子一平君) 今御指摘の事後調査でございますが、これは主として青色申告の問題でございます。御承知のやうに大体青色申告は、全営業者の半数以上を占めております。これを申告期限までに全部調査をする、一月から三月までに調査を片づける、あるいは納税相談をして、その間を話をきめてしまふといふことは、必ずしも適切ではございません。むしろ青色申告の場合は、一般の法人の場合と大体同様と考えて、できるものはもつとこの申告時期のあとに調査を繰り延べた方が、税務の執行にいたしまして、綿密な調査ができるわけでございます。ただ業種あるいは業態によりまして、事前によく見ておかないと、あとで調査に行つたのでは、もう全然所得が捕捉できぬといふやうな業種もございまして、特に現金取引の多いやうなものは、さういふ業種に属するかと思ひのであります。このやうなもののつきまはしては、事前に調査に臨み、あるいは三月の申告期までに大体の調査を完了してしまふといふ建前をとつていかざるを得ないと思ひますが、まあ青色申告は、法人と白色とちやうど中間的な存在でございます。仕事の標準化といふ点から、調査の適正あるいは課税の公平といふ点から言ひまして、申告期限までじつくり調査をした

方が、これがやはり円満な適正な課税ができるゆゑなんだ、かようなことから、昨年以來だんだんこつこつと制度に現在切りかへつたわけでございます。決してお知らせ制度と逆の政策をとつてゐるわけでも何でもないの、御了承いただきたいと思ひます。

○平林剛君 ただ、私が指摘したやうな批判がかなり強くなつてゐるということだけはよく承知をして、今後の行政をやらなければならぬ。私はこの問題を質疑を始めたのは、効率表と標準率表が存在することが、どうも自主申告制度に反するのではないかと、と、一体その内容は秘密だとして、これを漏らした者が刑事事件に問われるほどの、そんな内容のものであるかといふことから、審査を要求して今日までやつてきたのであります。今後の取扱いについては、今日までの質疑で大体委員長も各派の議員も御了承を願つたと思ひますが、この取扱いについては、今後御相談をして結論をつけるやうにしたいと思ひます。

そこで最後にお尋ねしますが、国税局には官庁スパイ網があるといふので、ほんとうですか。

○政府委員(北島武雄君) どうも御趣旨よくわかりかねるのでございませうが、さういふものはございませう。○平林剛君 そういふものがないといふことを聞いて大へん安心をいたしました……

○政府委員(北島武雄君) ただいまの先生の御趣旨がよつとわかりかねておるのですが、実はこれは初め大阪府の警察本部で、口頭でもつてさういふやうなことを言つたやうであります、

しかしそれはあとで取り消されてゐるやうであります。

○平林剛君 あなたが、まあそんなことはないと言つて、また取り消したと言ふから、あまり問題になりませんが、大阪の国税時報といつて大阪の国税局が出してゐる官庁の号外には、大阪の国税局の中には、「かねてから官庁スパイ網があることを探知し」なんといふことで、これが存在するかのときものを示してゐる。警察が一応予防的に、表面に出さないでひそかにやるといふならば、これはまた別です。しかしあなたの方の国税局の予算で、金で、国税局の発行の——この竹腰洋一といふのはだれだか知りませんが、この人が発行する号外の中で、官庁スパイ網があるかのごとき印象を与えるやうな号外を出されて、職員に配るといふのは、まことに不慮だと思ひます。今、ないと言ふから、これで大阪国税局の職員も胸をなで下したやうと思ひますけれども、これをあなたの方の号外に出すなといふことは、これは不慮だと思ひます。この趣旨はおそらく、所得税の算定の標準率表、効率表が漏れたので、こつこつとやらないやうに注意を喚起するやうな意味かも知れませうけれども、これはえげつないやり方ですね。あなたの方は秘密保持をすることを職員に徹底するから、徹底の仕方は別にあるはずで、これはまことに威嚇的だ、これは、お前たちもこれをやれば、官庁スパイ網の一人になるぞといふやうな威嚇的の号外になつてゐる。私は国税の労働組合と国税当局の関係については承知をして、あなたにもしばしば注意を喚起しておるのですけ

れども、こういうやり方をとられるという事は、やはり労働者に対して威嚇的な言辭で、そうしてこの徴税期に對して権力を振つていくというふうなことになると思います。あなたがいかで、できるだけ紛争をなくするようにしたいと言つても、自分の職員に對して威嚇的言辭—威嚇的な意味を持つような号外を發行されるというのは、どうも適當でない、こういう点は一つ嚴重に注意してもらいたい、これだけを一つ言つておきます。

○野坂参三君 民間通賃問で……。時間もありませんし、ごく簡単に。平林委員との問答の中で、一つはつきりしていただきたい点があると思ふのです。これは前回の委員会の議事録を見ても、問題はお出でるけれども、はつきりしない点がある。で、問題は、平林委員が先ほどから申されたような大阪の事件です。公務員の岡田という人が、公務員法第百条、秘密を守る義務に反したという疑いで検察されている。こういう事実、これは私、非常に重大な事件だと思ひます。ただ偶然起つた事件ではなくて、これは、先ほど平林君の方から言われましたように、一種の官庁スパイ網があつて、たとえば大阪では、大阪の府警と税務署との協力のもとにいろいろなことをやられたというふうな事実があるというのを推定せざるを得ないと思ふのです。つまり、警察の力で苛斂誅求する、こういう態度をとつておられるのとは見えないのです。またまた大阪で、公務員の一人が、今問題になつてゐるあの二つの表を他人に見せたという問題になつたと思ひますが、まあいろいろ私この問題は、こ

れは単に一つのあつた刑事事件ではなくて、日本における税制の基本的な原則の問題とか徴税方法の問題とか、いろいろ複雑な深刻な問題が含まれてゐると思ひます。こういう問題について、私はきょう何も申し上げることはなかつたと思ひますけれども、一つだけお聞きしたいのは、この二つの表は秘密にしなればならぬ、つまり公表すべからざるものだという建前でおやりになつてゐると思ふのです。先ほどの問答を伺ひしても、なぜ一体これは秘密にしなればいけないかということについては、私は納得いきません。この問題については、また將來の問題として……。

ところが、實際上これが公表されてゐることは、皆さん御存じだと思ひます。過去に、たとえばこれは御存じだと思ひますけれども、東洋経済とかその他の雑誌にもこれは発表されてゐると思ひます。これを質問すれば、おそれる皆さん方、これは過去の事実だから、過去の事としてこれを発表することはかまわない、これはやむを得ないということをお答へになつてゐると思ひます。ついで私最近得た材料によりますと、これは過去の問題ではなくて、三十二年度中に、ここに一つの小さい新聞がありまして、これは、これは「新報」といふ、青森県黒石市内町にアドレスをもつ、地方の小さい新聞社らしいのです。これにこういうことを書いてゐます。「農業所得課税標準案を示す」といふ大見出しの下に、「黒石税務署関係者を招き説明会」を催した、で、「黒石税務署では二十一日、県信連二階會議室で三十二年度の農業所得課税標準説明会を開き、南

黒地方の標準案を示した。」と云うことがちゃんと載つておられます。それと、これはもう現に公表されておられますし、これは秘密でも何でもないし、新聞にもこうして暴露されてゐると思ひます。こうしてみると、あなたが秘密だと言ひながら、実はこうして地方新聞にはつきり公表しておるわけですね。こういう点、一体どういふことになつてゐるのですか、その点を一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 私どもで秘密にいたしておりましたのは、主として農業所得者、商工業所得標準率表で、田畑の標準率につきましては、実際の市町村農業団体の長あたりにお示しいたしまして御批判をいただきまして、これは、実は本来の建前から申しますと、やはり農業所得といふのもさうあるべきではない。實際、やはり農業者の方があるの、まゝの所得を記載して、申告して、税金を納めていただくのが筋かと思ひます。しかし、農業所得につきましては、その地域により、地味により収穫はわかるわけでありまして、それから経費率も、大体同一の場所においては均等なのが普通でございまして、しかも、農業者につきましては、記帳簿を配付させるのは無理でございまして、所得率は比較的均等である、そういう業種目につきまして、私どもとしてはさういふことをいたして、おられます。農業者の所得標準率につきまして、これは一々實際に調査いたしましたところに基づきまして、そうして市町村等にお示しいたしまして御批判を仰いでおります。これは商工業とは別でございまして、その点、一つ御了承を願ひます。

○野坂参三君 そうしますれば、つまり標準率は秘密であるという原則は、この方面では破られてゐるわけですね。

○政府委員(北島武雄君) 商工業所得標準率を秘密にしてあります。

○野坂参三君 今あなたもおつしやつておるうちに、つまり帳簿を農業者に交付する。そうすれば、たとえば商工業者に対して、帳簿のない零細業者に対して、適用していいいようにわれわれはしつと考へて考へるのですが、これはどうでしょうか。

○委員(河野謙三君) ちよつと、野坂委員に御注意申し上げますが、今野坂委員の御質問は、過去徴収にわたつて、その問題は平林委員その他から詳細にわたつて御質疑がありまして、政府からも再々にわたつて御答弁のありましたところでございますから、ごく簡単にお願いいたします。

○政府委員(北島武雄君) これは、実はこの前からも申し上げたのですが、ほんとうを申しますと、商工業者の方には何らかの形において御自分の所得は私にはわかつてゐると思ひます。これは税法上の計算でないけれども、これは、しかし売り上げが幾らかということ、は、少くとも営業者の方は實際はおわかりになつてゐるはずでございます。大多數の方は、と申しますのは、それがわからなければ商売はできないのでございまして、幾ら去年売り上げがあつたか、幾ら仕入れたかといふことは、やはりどなたでも實際おわかりになつてゐるはずだと思ひます。ただ實際の帳簿にはつけ落ちがございまして、昨年は売り上げは幾らかわかるはずでございます。これは農業者

の方々のように、帳簿を記帳する習慣がないという人とはやつぱり違つたわけでございます。その点は質的にやつぱり違いがあるといふことは御了承願ひます。

○野坂参三君 大阪のこの事件については、私は、非常に複雑な問題が含まれておりますし、それからこれに関連した方面の手紙も私信のようなものも受け取つておりますし、この問題は、私はきょうはこれ以上は質問しませんが、他の同僚諸君とも協議いたしまして、この問題を今後どうするかということとはあとで……。これだけにしておきます。

○委員(河野謙三君) 本問題につきましては、本国会開会以来、当委員会において、委員会開会の都度質疑を重ねて参りました。その間におきまして、十分の質疑をされたことと思ひますし、政府の方からも、政府としての見解は再々にわたつて表明されたことは皆さん御承知の通りであります。従いまして、本問題につきまして、いかなる結末をつけるかということにつきまして、懇談に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員(河野謙三君) 御異議ないと認めます。それでは懇談会に入ります。ちよつと速記をとめて下さい。

午後四時二十九分懇談会に移る。

午後四時五十一分懇談会を終る。

○委員(河野謙三君) 速記をつけて。それでは懇談会を終ります。本件に對する残余の質疑は後日に譲ります。本日はこれにて散會いたします。

午後四時五十二分散會。